

令和5年5月17日

近畿ブロック発注者協議会（第16回）資料

資料-1

近畿ブロック発注者協議会の運営

令和5年度近畿ブロック発注者協議会実施体制

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

■近畿ブロック発注者協議会の体制

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック発注者協議会を設置（平成20年度に設置）
- 各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設（H28.4）

■近畿ブロック発注者協議会の構成図

■近畿ブロック発注者協議会

- 国の機関 14機関
国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、高等裁判所
- 地方公共団体 25機関
7府県、4政令市、14市町村
- 特殊法人等 14機関

連携

■府県毎地域発注者協議会

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 全市町村（211市町村）
- 近畿地方整備局
- 政令市（オブザーバー）

■近畿ブロック発注者協議会 幹事会

- 発注者協議会の53機関

分科会

- ・運営分科会
- ・工事検査分科会（H28.4設置）

滋賀県・大阪府（平成28年度）、京都府（平成29年度）、兵庫県（平成30年度）に分科会を設立

	令和4年度				令和5年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
近畿ブロック発注者協議会								
・協議会	☆5/9				☆5/17			
・幹事会				☆2/10				☆2月中旬
・運営分科会		☆7/14	☆12/15		☆6月下旬		☆12初旬	
・工事検査分科会								
各府県地域発注者協議会								
・福井県			☆10/26協					
・滋賀県		☆7/20協						
・京都府			☆10/27協					
・大阪府		☆8/4協						
・兵庫県			☆10/26協					
・奈良県		☆8/5協						
・和歌山県	☆5/13協							

※ 協:協議会、幹:幹事会、分:分科会

協議会 (R5.5.17)



分科会 (R5.6下旬 → 12月上旬) 幹事会 (R6.2中旬)

- ・新・全国統一指標 令和4年度実績について
- ・新・全国統一指標 令和5年度取組状況について
- ・令和5年度取組(アンケートの実施について)
- ・令和6年度の目標設定

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領

（名称）

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、発注者の責務を果たすため、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、連携強化や支援及び発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整等を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 発注者間相互の連携及び協力
- 三 発注者への支援
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局農村振興部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村委員は各府県市長会会長、町村会会長をもってあてる。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長または会長が指名する者が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村幹事は各府県市長会会長、町村会会長を担当する市町村技術管理主管部長(課長)等をもってあてる。

(分科会)

第7条 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

(地域発注者協議会)

第8条 近畿ブロックの全ての市町村における公共工事の品質確保を促進するため、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県に地域発注者協議会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、近畿地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年11月13日から施行する。

この要領は、平成27年3月24日から施行する。

この要領は、平成27年8月24日から施行する。

この要領は、平成28年8月22日から施行する。

この要領は、平成29年8月9日から施行する。

この要領は、平成30年8月6日から施行する。

この要領は、令和元年8月7日から施行する。

この要領は、令和2年7月から施行する。

この要領は、令和3年8月5日から施行する。

この要領は、令和4年5月9日から施行する。

この要領は、令和5年 5月 17 日から施行する。

第4条関係(委員)

会 長	国土交通省 近畿地方整備局長
副 会 長	農林水産省 近畿農政局 農村振興部長
副 会 長	代表府県部長
委 員	警察庁 近畿管区警察局 総務監察部長
	財務省 近畿財務局 管財部長
	財務省 大阪国税局 総務部次長
	農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部長
	経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 総務部長
	国土交通省 近畿地方整備局 企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 営繕部長
	国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 近畿運輸局 総務部長
	国土交通省 大阪航空局 空港部長
	国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部長
	国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部長
	環境省 近畿地方環境事務所 次長
	防衛省 近畿中部防衛局 調達部長
	大阪高等裁判所 会計課長
	福井県 土木部長
	滋賀県 土木交通部長
	滋賀県 農政水産部長
	京都府 建設交通部長
	京都府 農林水産部技監
	大阪府 都市整備部長
	大阪府 環境農林水産部長
	兵庫県 土木部長
	兵庫県 農林水産部長
	奈良県 県土マネジメント部長
	奈良県 食と農の振興部長
	和歌山県 県土整備部長
	和歌山県 農林水産部長

京都市 建設局 土木技術・防災減災・公園利活用担当局長
大阪市 建設局長
堺市 建設局長
神戸市 建設局長
福井市長
池田町長
東近江市長
豊郷町長
八幡市長
井手町長
東大阪市長
岬町長
淡路市長
佐用町長
生駒市長
天川村長
和歌山市長
九度山町長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 支社長
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部長
本州四国連絡高速道路(株) 長大橋・技術部長
阪神高速道路(株) 技術部長
新関西国際空港(株) 技術・安全部長
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 副館長
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 館長
(独)国立美術館 国立国際美術館 館長
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局 技術管理部長
(独)都市再生機構 西日本支社 副支社長
(国研)日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証本部 事業管理部長
日本下水道事業団 近畿総合事務所 事務所長

第6条関係(幹事)

幹事長 国土交通省 近畿地方整備局 企画部長
 副幹事長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課長
 副幹事長 代表府県課(室)長

幹事 警察庁 近畿管区警察局 総務監察部 会計課長
 財務省 近畿財務局 管財総括第三課長
 財務省 大阪国税局 営繕監理官
 農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部 經理課長
 経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部 会計課長
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調整管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 総括技術検査官
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 営繕品質管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 事業計画官
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課長
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課長
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課長
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 品質確保室長
 国土交通省 近畿運輸局 総務部 会計課長
 国土交通省 大阪航空局 技術管理官
 国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 經理補給部 經理課長
 国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部 經理課長
 環境省 近畿地方環境事務所 自然環境整備課長
 防衛省 近畿中部防衛局 調達部 調達計画課長
 大阪高等裁判所 会計課長補佐

福井県 土木部 土木管理課長
 滋賀県 土木交通部 技術管理課長
 滋賀県 農政水産部 農政課長
 京都府 建設交通部 建設交通部理事(指導検査課長)
 京都府 農林水産部 農村振興課長
 大阪府 都市整備部 事業調整室 技術管理課長
 大阪府 環境農林水産部 環境農林水産総務課長
 大阪府 総務部契約局 建設工事課長

兵庫県 土木部 技術企画課長
兵庫県 農林水産部 総務課長
奈良県 県土マネジメント部 技術管理課長
奈良県 食と農の振興部 次長(農村振興課長事務取扱)
和歌山県 県土整備部 技術調査課長
和歌山県 県土整備部 公共建築課長
和歌山県 農林水産部 農業農村整備課長
京都市 建設局 監理検査課長
大阪市 建設局 工事監理担当課長
堺市 建設局 土木部 参事(区局連携・監理・調整担当)
神戸市 建設局 担当部長(技術管理担当)
福井市 財政部長
池田町 町土整備課長
東近江市 契約検査課長
豊郷町 企画振興課長
八幡市 総務部 契約検査課長
井手町 理事(建設課長)
東大阪市 行政管理部 契約検査室契約課長
岬町 総務部 副理事兼総務課長
淡路市 総務部管財課 次長兼管財課長
佐用町 総務課長
生駒市 総務部 契約検査課長
天川村 産業建設課長
和歌山市 都市建設局 建設総務部 技術管理課長
九度山町 総務課長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部施設管理課長
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部 技術課長
本州四国連絡高速道路(株) 長大橋・技術部 技術管理課長
阪神高速道路(株) 技術部 技術管理課長
新関西国際空港(株) 技術・安全部長
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 総務課長
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 総務課長
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 総務課長
(独)国立美術館 国立国際美術館 総務課長
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所
研究支援推進部 研究支援課長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局
技術管理部 技術管理課長

(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務・品質管理課長

(国研)日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 事業管理部調達課長

日本下水道事業団 近畿総合事務所 施工管理課長

「近畿ブロック発注者協議会」運営規則

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領について、下記のとおり運営規則を定める。

記

第3条関係

【活動内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

- ①総合評価の導入・拡大
- ②品質確保に関する取組みの情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受注者間における適正な関係の構築

第4条、第7条関係

【副会長、副幹事長】

地方公共団体の代表で就任していただく協議会副会長及び副幹事長については、以下の順番制とする。

平成25年度	和歌山県
平成26年度	兵庫県
平成27年度	大阪府
平成28年度	京都府
平成29年度	滋賀県
平成30年度	福井県
令和元年度	奈良県
令和 2年度	和歌山県
令和 3年度	兵庫県
令和 4年度	大阪府
令和 5年度	京都府
令和 6年度	滋賀県
令和 7年度	福井県
令和 8年度	奈良県
令和 9年度	和歌山県

令和4年度近畿ブロック発注者協議会の取組



- 令和元年6月に品確法が改正、令和2年1月に発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)が策定され、品確法の理念を現場で実現するために、令和2年5月に新・全国統一指標が設定された。
- 近畿ブロック発注者協議会では、運用指針により発注者として「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」として定められた内容に基づいた取組を実施。
- 実施状況についてアンケートを行い、進捗状況の確認・共有。

		運用指針の内容	指標の設定状況	
工事	必ず実施すべき事項	①施工時期の平準化	全国統一	地域平準化率(工事)の改善
		②適正な工期設定	全国統一	週休2日対象工事の実施状況の拡大
		③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	全国統一	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
		④適切な設計変更	近畿独自	ガイドラインの策定・活用
		⑤予定価格の適正な設定	近畿独自	・基準適用外の要領整備 ・最新単価の使用
	実施に努める事項	⑥入札契約方式の選択・活用	近畿独自	総合評価落札方式の拡大
		⑦ICTを活用した生産性向上	取組共有	ICT工事発注率
測量、調査及び設計	必ず実施すべき事項	①履行期間の平準化	全国統一	地域平準化率(業務)の改善
		②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	全国統一	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
		③予定価格の適正な設定	取組共有	・基準適用外の要領整備 ・最新単価の使用
		④適正な履行期間の設定	取組共有	履行期間策定基準の設定状況
		⑤適切な設計変更	取組共有	ガイドラインの策定・活用

平準化の取組事例(さ・し・す・せ・そ)について

① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4~6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

【工事①】施工時期の平準化

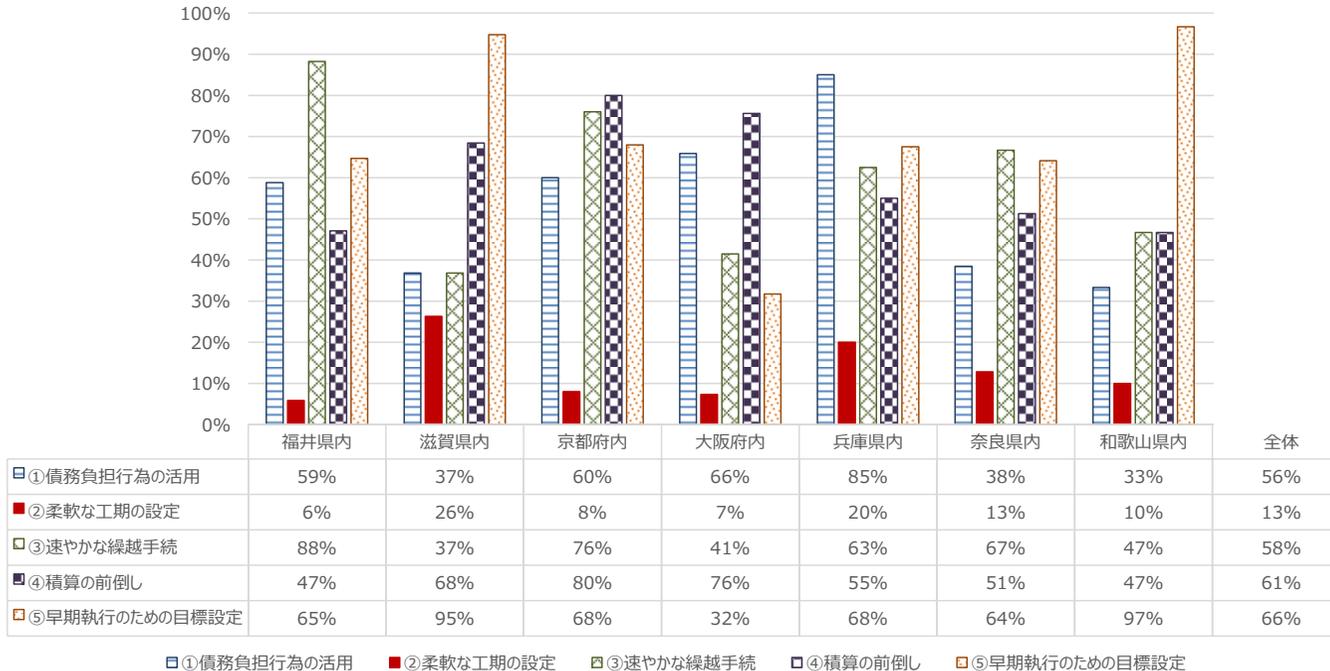
R4年度取組内容と結果

(1) 平準化の取組事例「さ・し・す・せ・そ」の積極的な活用による施工時期の平準化を進める。
 ⇒ 制度の導入が進んでいるが、ほぼ横ばい状態であり、市町村では、50%程度に留まっている。

制度の導入状況の推移 R4.5⇒R4.12

	(さ)債務負担行為の活用	(し)柔軟な工期設定	(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定
府県・政令市	100%⇒100%	82%⇒82%	82%⇒82%	91%⇒100%	100%⇒100%
市町村	50%⇒56%	13%⇒13%	56%⇒58%	54%⇒61%	64%⇒66%

平準化率（項目実施率）【211市町村】



【工事②】適切な工期設定(週休2日対象工事の実施状況)(1)

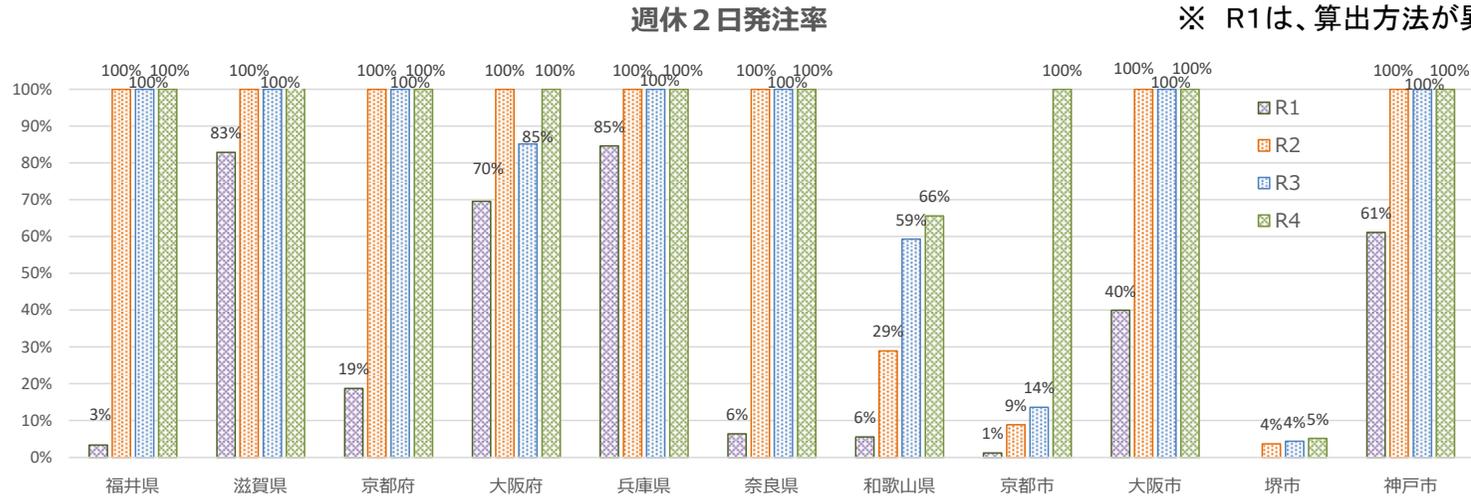
R4年度取組内容と結果

(1) 各発注機関で、週休2日対象工事の発注率拡大に向けた取組を行う。

⇒ 近畿府県・政令市の合計値は、R3年度(82%)からR4年度(89%)と取組が進捗

週休2日対象工事発注率 R2年度76% ⇒ R3年度 82% ⇒ **R4年度 89%**

※ 近畿ブロック府県・政令市の合計値
 ※ R1は、算出方法が異なるため参考値



		福井県		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		京都市		大阪市		堺市		神戸市	
		指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型
R1	対象件数	12件	48件	84件	511件	0件	200件	517件	50件	794件	0件	0件	94件	0件	113件	7件	0件	0件	591件	0件	0件	563件	0件
	全体工事件数	1800件		718件		1066件		815件		938件		1469件		2030件		577件		1480件		450件		921件	
	発注率	3.3%		82.9%		18.8%		69.6%		84.6%		6.4%		5.6%		1.2%		39.9%		0.0%		61.1%	
R2	対象件数	1239件	0件	499件	176件	3件	500件	543件	52件	924件	0件	0件	1376件	0件	583件	6件	44件	0件	792件	0件	15件	485件	0件
	全体工事件数	1497件		787件		1086件		836件		1128件		1705件		2430件		565件		1599件		408件		977件	
	実施困難件数	258件		112件		583件		241件		204件		329件		416件		0件		807件		0件		492件	
	発注率	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		28.9%		8.8%		100.0%		3.7%		100.0%	
R3	対象件数	935件	0件	455件	0件	5件	1069件	497件	13件	850件	0件	0件	1146件	0件	1202件	31件	30件	0件	798件	0件	18件	514件	0件
	全体工事件数	1231件		556件		1139件		773件		1054件		1489件		2178件		449件		1714件		411件		845件	
	実施困難件数	296件		101件		65件		174件		204件		343件		152件		0件		916件		0件		331件	
	発注率	100.0%		100.0%		100.0%		85.1%		100.0%		100.0%		59.3%		13.6%		100.0%		4.4%		100.0%	
R4	対象件数	850件	0件	384件	0件	1件	638件	527件	20件	327件	0件	0件	870件	21件	880件	47件	167件	135件	408件	13件	0件	344件	0件
	全体工事件数	1278件		402件		722件		701件		385件		1020件		1509件		220件		1528件		253件		585件	
	実施困難件数	428件		20件		83件		154件		58件		150件		136件		6件		985件		0件		241件	
	発注率	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		65.6%		100.0%		100.0%		5.1%		100.0%	

※1 兵庫県は令和4年9月末時点の件数

【工事②】適切な工期設定(週休2日対象工事の実施状況)(2)

週休2日の取組状況のアンケート結果

府県・政令市では、週休2日の取組が進んでいる。市町村でも週休2日の取組が進んできつつあるが、具体的な取組がされていない自治体が依然として多い。

府県・政令市

	【選択式】 a: 具体的には何もしていない b: 令和4年〇件程度実施 c: その他	【自由記述欄】 その他を選択された場合は具体的な内容 (bを選択された場合もこちらに具体的な件数を 記載してください)	【自由記述欄】 (週休2日の取組実績があると回答いただいた場合のみ、回 答ください) 週休2日にかかる費用計上を行った工事はありますか。また、そ の場合どのような算定方法で計上されていますか。
福井県	b: 令和4年〇件程度実施	850件契約 (R4.12月末)	労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費を補正
滋賀県	b: 令和4年〇件程度実施	384	費用計上あり 算定方法は国土交省と同様
京都府	b: 令和4年〇件程度実施	233	発注者指定方式は当初設計時より費用を計上し、達成出来ない場合は減額する。 受注者希望方式は現場閉所を確認の上、実績に応じて費用を計上する。
大阪府	b: 令和4年〇件程度実施	485	あり。労務費について率補正による算定、市場単価について率補正による算定。
兵庫県	b: 令和4年〇件程度実施		費用計上を行っている。算定方法は国の基準を準用
奈良県	c: その他	・土木工事は令和4年850件程度実施 ・建築工事は令和5年度より実施予定	土木工事については、受注者が週休2日を実施しなかった場合や週休2日が達成できなかった場合は、現場閉所の状況に応じて、当初計上している4週8休以上相当の補正係数を変更し、減額変更を行う。
和歌山県	b: 令和4年〇件程度実施	272	週休2日の達成状況により国の基準に準じ費用を計上
京都市	b: 令和4年〇件程度実施		国の基準を準用
大阪市	b: 令和4年〇件程度実施	維持工事等を除く原則全ての工事を対象(令和4年12月時点の対象: 543件)	令和4年1月より週休2日にかかる費用を計上 国の算定方法を準用
堺市	b: 令和4年〇件程度実施	15件程度実施予定	費用計上を行った工事はあり。 国と同様の補正で算定。
神戸市	b: 令和4年〇件程度実施	344件	4週8休を前提とした経費補正を当初に行い、休日確保の達成状況に応じて経費補正を変更している。

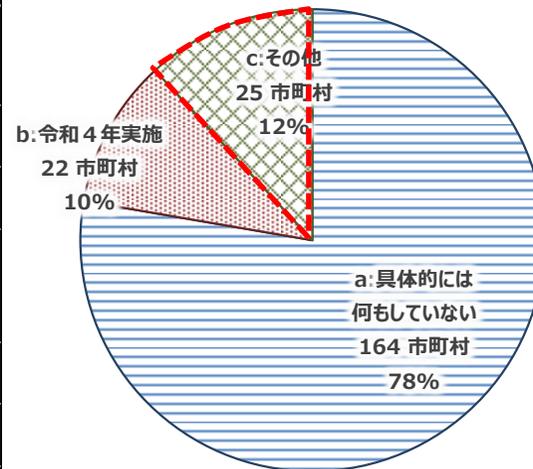
令和4年12月調べ

市町村

週休2日工事発注実績のある市町村

12市町村(令和3年度)R4.5

⇒ 22市町村(令和4年度)R4.12



C: その他の主な内訳

- ・10市町村は、R6年度までの導入を検討。
- ・15市町村は、市役所内での統一が図れていない。等

週休2日の取組状況

・令和4年度実施 22市町村

(福井市、越前市、大飯郡高浜町、三方上中郡若狭町、向日市、岸和田市、豊中市、貝塚市、八尾市、寝屋川市、松原市、和泉市、高石市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、三島郡島本町、西宮市、豊岡市、宍粟市、香芝市、磯城郡三宅町)

【工事②】適切な工期設定(週休2日対象工事の実施状況)(3)

工期の算定方法について

(運用指針の解説)

施工に必要な実日数は、毎年度設定される「作業日当たり標準作業量について」に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出するものとする。

(アンケート結果)

府県・政令市では、日当たり施工量等による工期算定を行っているが、市町村では、工事金額等により工期算定を行っている自治体が多い。

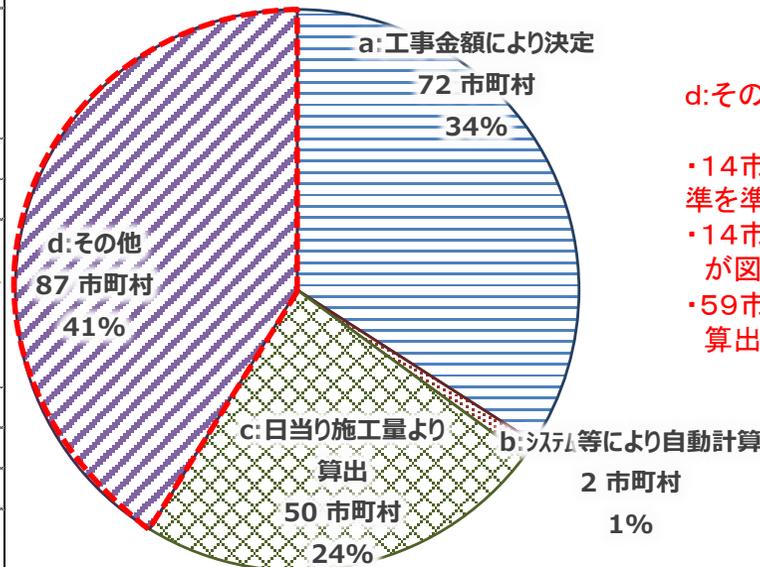
府県・政令市

	【選択式】	【自由記述欄】
	a: 工事金額により決定 b: システム等により自動計算 c: 日当り施工量より算出 d: その他	基準範囲外の場合の要領等を整備していない理由
福井県	d: その他	工事金額、施工量、工種等から算定
滋賀県	c: 日当り施工量より算出	
京都府	c: 日当り施工量より算出	・標準作業量から施工するのに必要な日数を算出する。 ・工事価格1億円以下の工事については、国土交通省の標準工期試算式を用いて算定
大阪府	c: 日当り施工量より算出	
兵庫県	d: その他	設計額・工種・施工量等から算定
奈良県	b: システム等により自動計算	・土木工事については奈良県土木積算システムと連動させ、工程表作成支援システムと奈良県工期算定システム(国土交通省の工期設定支援システム利用)を併用 ・建築工事については一般社団法人日本建設業連合会作成の建築工事適正工期算定プログラムを参考利用
和歌山県	c: 日当り施工量より算出	
京都市	d: その他	積み上げにより算定
大阪市	c: 日当り施工量より算出	
堺市	d: その他	日当り施工量から基準工期を算出し、雨休率、準備後片付期間を考慮して決定
神戸市	d: その他	積み上げにより算定

市町村

日当たり施工量による算出
(システムにより自動計算を含む)

53市町村(25%) R4.5 ⇒ **52市町村(25%) R4.12**



d: その他の主な内訳

- ・14市町村は、国または府県の基準を準用。
- ・14市町村は、市役所内での統一が図れていない。
- ・59市町村は、過去の経験則から算出。等

R4年度取組内容

- (1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- (2) 基準価格の算定にあたっては、最新の中央公契連モデルを活用を推進。

制度の導入状況 (R4.12)

府県・政令指定都市

- 全ての府県・政令市において低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用している(変更なし)。

市町村

- 全ての市町村において、すくなくとも最低制限価格制度は導入している(変更なし)。
→2市町村において、「最低制限価格制度のみ導入」から「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」に移行。

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿ブロック管内
最低制限価格制度のみ導入	9	14	19	26	23	28	19	138
低入札価格調査制度のみ導入済み	0	0	0	0	0	0	0	0
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	8	5	6	15	17	11	11	73
いずれの制度も導入しない	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村件数	17	19	25	41	40	39	30	211

基準価格の算定における公契連最新モデル(R4)の導入状況

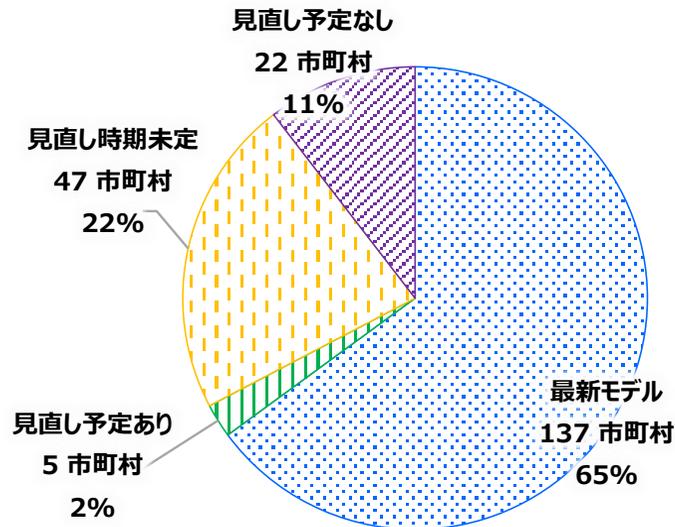
府 県・政令指定都市

- すべての府県・政令市で低入札調査基準価格の最新モデル(R4もしくはH31)を使用している。

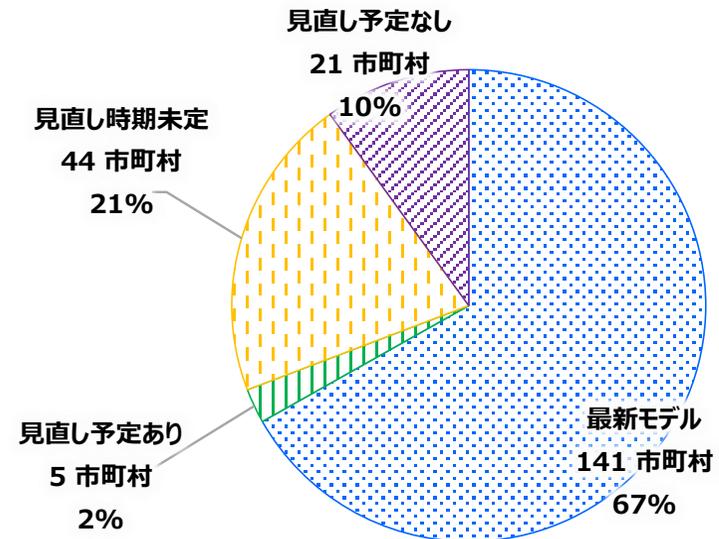
市町村

- 最新モデル(R4またはH31)を使用している
137市町村(65%)R4.5 ⇒ **141市町村*(67%)R4.12**
※うち、84市町村において、R4モデル
- 旧モデル(H29以前)同等、またはその他(非公表・独自モデル等)のうち、見直しを予定していない市町村
22市町村(11%)R4.5 ⇒ **21市町村(10%)R4.12**

令和4年5月現在



令和4年12月現在



【工事④】適切な設計変更

R4年度取組内容

(1) 市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図られるように推進を図る。

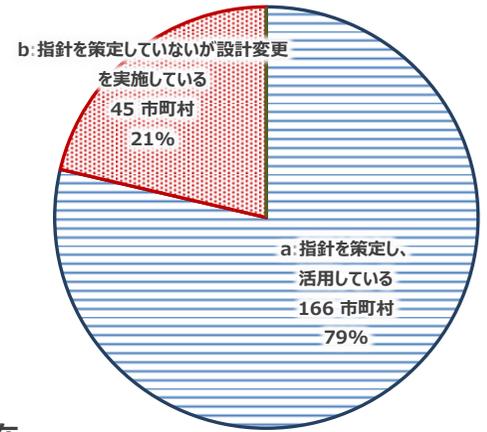
府県・
政令市

- 全府県でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している(R4.5から変更なし)。

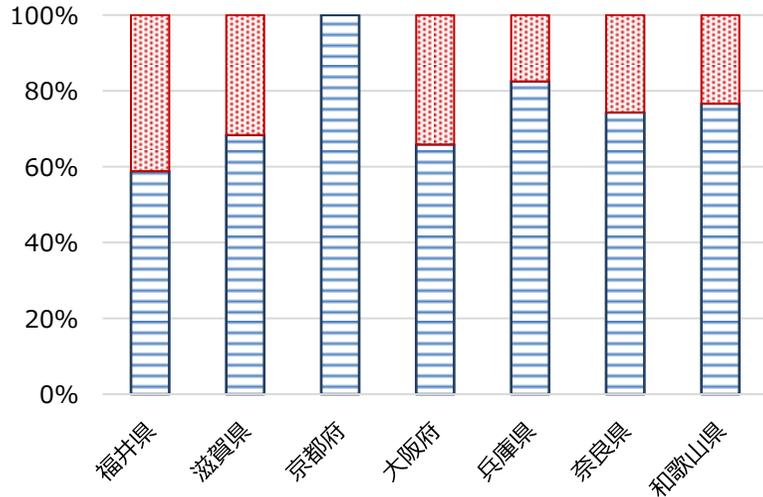
市町村

- ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
160市町村(76%)R4.5 ⇒ **166市町村(79%)R4.12**
- 策定していないが設計変更を実施
51市町村(24%)R4.5 ⇒ **45市町村(21%)R4.12**

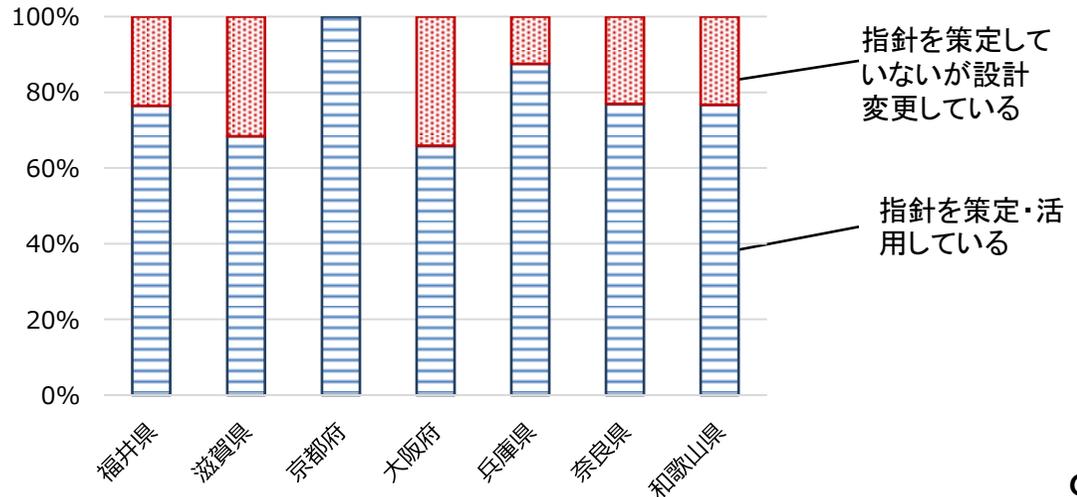
令和4年12月現在



令和4年5月現在



令和4年12月現在



R4年度取組内容

- (1) 基準適用外の場合の要領整備について推進を図る。
- (2) 市町村の現状を踏まえ最新単価を採用できるよう推進を図る。

府県・政令市

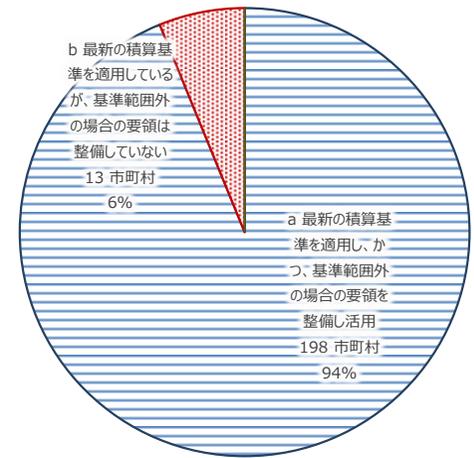
- 全府県で最新の積算基準を適用。基準適用外の場合の要領も整備している(R4.5から進捗なし)。

市町村

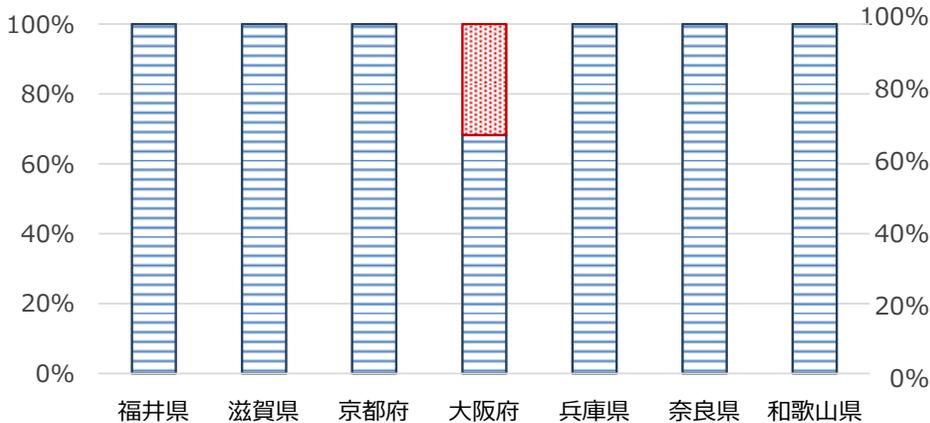
- 積算基準適用外の場合の要領(見積り等により積算する要領)を整備している(R4.5から進捗なし)。

198市町村(94%)R4.5 ⇒ 198市町村(94%)R4.12

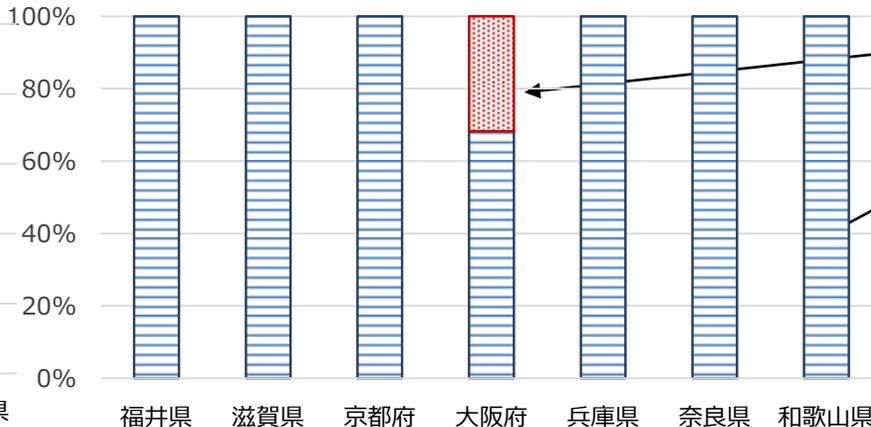
令和4年12月現在



令和4年5月現在



令和4年12月現在



最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領を整備していない

最新の積算基準を適用、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備活用

【工事⑤】予定価格の適正な設定(2)

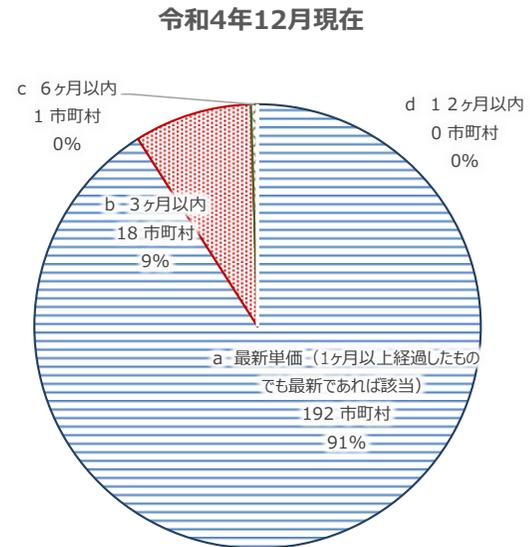
府県・
政令市

- 全ての府県・政令市において最新単価を使用している(R4.5から変更なし)。

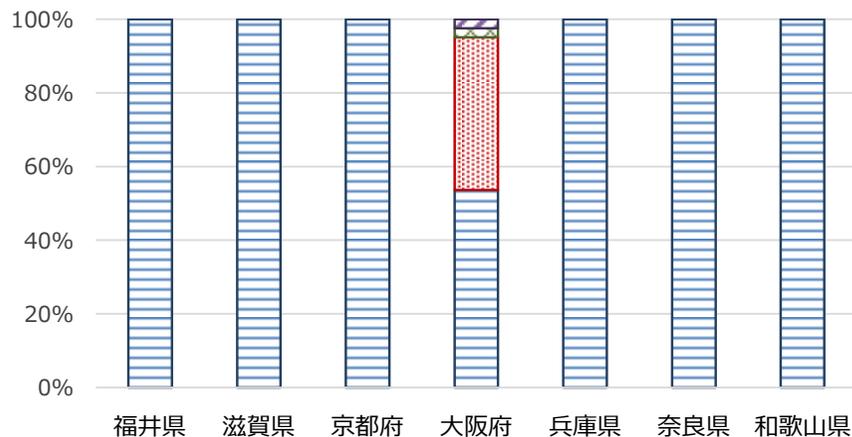
市町村

- 最新単価を使用している(R4.5から進捗なし)

192市町村(91%)R4.5 ⇒ 192市町村(91%)R4.12

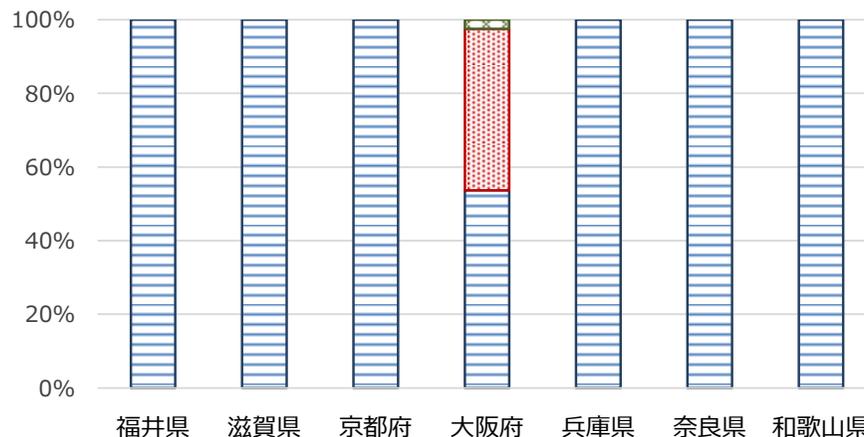


令和4年5月現在



■ a 最新単価 (1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)
■ b 3ヶ月以内

令和4年12月現在



■ c 6ヶ月以内
■ d 12ヶ月以内
■ e 12ヶ月以上

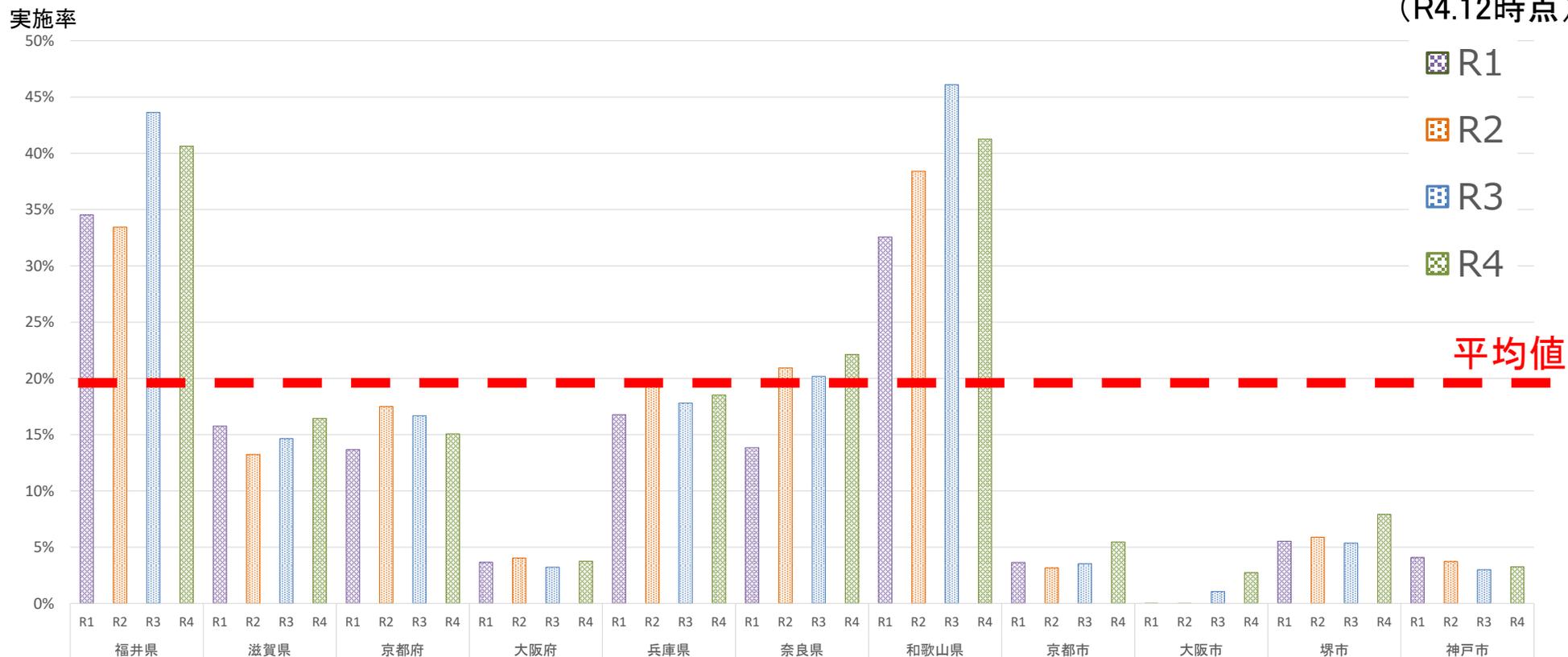
R4年度取組内容

- (1) 府県政令市：一定規模以上の発注金額等の場合、総合評価落札方式を原則として工事件数、実施率を拡大する。
- (2) 市町村：各公共団体の状況を踏まえ多様な入札契約方式について検討。

府 県・政令指定都市

総合評価落札方式の工事件数及び発注率(府県・政令市合計値)

R2年度 2,475件(19%) ⇒ R3年度 2,660件(21%) ⇒ **R4年度 1,990件(20%)**
(R4.12時点)



(※京都市のR4は調査中)

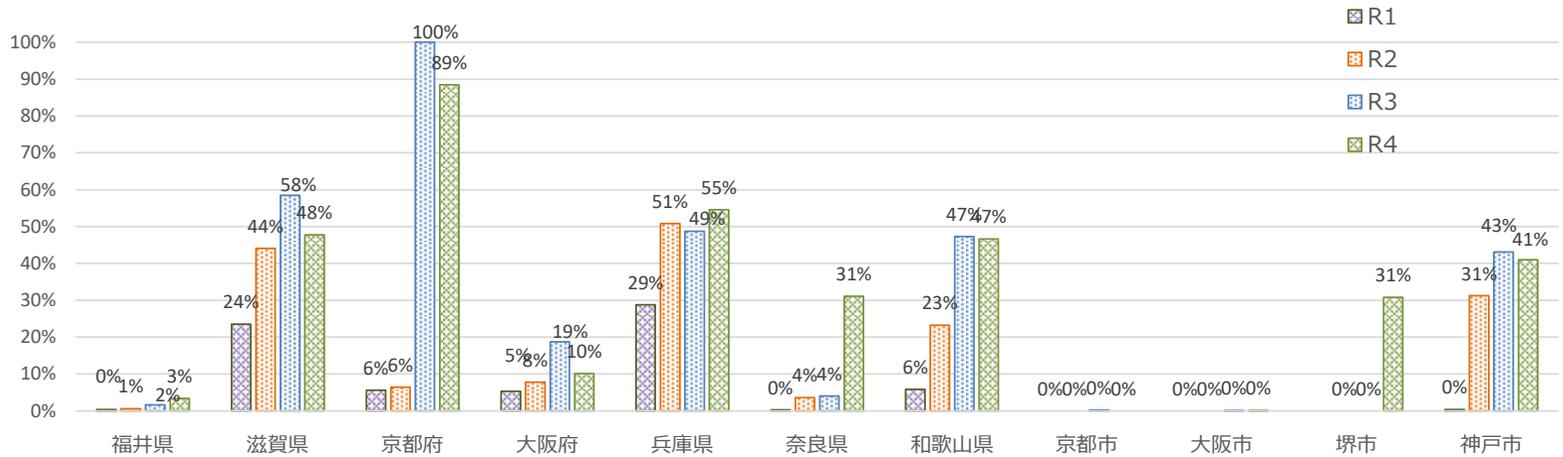
【工事】ICTを活用した生産性向上

府県・政令市のICT工事発注率は、バラツキがあり、全体としては、ほぼ横ばいである。
ICT工事の対象件数の積極的な促進をお願いします。

ICT工事発注率(近畿府県・政令市合計値)

R2年度 15% ⇒ R3年度 30% ⇒ R4年度 29%

ICT工事発注率



		福井県		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		京都市		大阪市		堺市		神戸市	
		指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型
R1	対象件数	0件	6件	4件	165件	0件	60件	3件	40件	74件	196件	1件	3件	0件	118件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件
	全体工事件数	1800件		718件		1066件		815件		938件		1469件		2030件		577件		1480件		450件		921件	
	発注率	0.3%		23.5%		5.6%		5.3%		28.8%		0.3%		5.8%		0.0%		0.0%		0.0%		0.3%	
R2	対象件数	0件	9件	0件	347件	0件	70件	0件	65件	106件	467件	2件	59件	0件	565件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	305件
	全体工事件数	1497件		787件		1086件		836件		1128件		1705件		2430件		565件		1599件		408件		977件	
	発注率	0.6%		44.1%		6.4%		7.8%		50.8%		3.6%		23.3%		0.0%		0.0%		0.0%		31.2%	
R3	対象件数	1件	19件	5件	320件	1件	1138件	7件	138件	77件	437件	7件	53件	11件	1020件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	364件
	全体工事件数	1231件		556件		1139件		773件		1054件		1489件		2178件		449件		1714件		411件		845件	
	発注率	1.6%		58.5%		100.0%		18.8%		48.8%		4.0%		47.3%		0.2%		0.1%		0.0%		43.1%	
R4	対象件数	4件	39件	15件	177件	2件	637件	56件	15件	19件	191件	1件	316件	12件	692件	0件	0件	1件	0件	0件	78件	0件	240件
	全体工事件数	1278件		402件		722件		701件		385件		1020件		1509件		220件		1528件		253件		585件	
	発注率	3.4%		47.8%		88.5%		10.1%		54.5%		31.1%		46.7%		0.0%		0.1%		30.8%		41.0%	

【業務①】履行期間の平準化

R4年度取組内容

- (1) 繰越明許費・債務負担行為を積極的に活用する。
- (2) 各発注機関において履行期間平準化のための目標を設定し、平準化を進める。

【府県・政令市】 ・繰越明許費の活用 10自治体(91%)R4.5 ⇒ **11自治体(100%)R4.12**
 ・債務負担行為 11自治体(100%)R4.5 ⇒ **11自治体(100%)R4.12**
 ・平準化のための目標設定 11自治体(100%)R4.5 ⇒ **11自治体(100%)R4.12**

令和4年12月時点の状況

	「発注関係事務の運用に関する指針」より抜粋				その他	
	①繰越明許費の活用	②債務負担行為の活用	③履行期間平準化のための目標設定（第4四半期納期率）	R4年度設定目標	④その他	（具体的に記載）
福井県	○	○	○	早期発注に努めるとともに、繰越制度を柔軟に活用していく。		
滋賀県	○	○	○			
京都府	○	○	○	業務のみの目標設定なし		
大阪府	○	○	○	第4四半期納期率0.48		
兵庫県	○	○	○			
奈良県	○	○	○	国から示された第4四半期納期率目標値0.48(R4年度)を目指す		
和歌山県	○	○	○	実工期末（完了日）3月となる件数／全体件数に目標値を設定（25%以下）		
京都市	○	○	○	早期発注に努めるとともに、債務負担行為の活用を図っていく。		
大阪市	○	○	○	R6年度を目標に第4四半期目標率0.5以下をめざす。		
堺市	○	○	○	国から示された第4四半期納期率0.48を目指す		
神戸市	○	○	○	R5年度目標値（第4四半期納期率0.45）を目指し、履行期間の平準化を推進していく。		

R4年度取組内容

(1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。

【取組状況】

- ・全ての府県・政令市で、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入済(R4.5から変更なし)。
- ・基準価格は、全ての府県・政令市で中央公契連最新モデル(H31)をベースに設定。

	対象地方自治体
最低制限価格制度のみ導入	福井県、京都府、兵庫県
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

【予定価格の適正な設定】

予定価格の設定にあたっては、市場における技術者単価および資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。^(※)

【現状】 ・全ての府県・政令市で、最新の積算基準、最新の単価を適用（R4.5から進捗なし）。
・91%の府県・政令市において、基準対象外の場合の要領を整備。

【適正な履行期間の設定】

履行期間の設定にあたっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数の他、必要に応じて準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日等を考慮する。^(※)

【現状】 ・82%の府県・政令市において、履行期間の策定基準等により工期を設定（R4.5から進捗なし）。
・その他、業務量、業務価格、過去の実績に基づき工期を設定（R4.5から進捗なし）。

【適切な設計変更】

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致していない場合において、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する^(※)

【現状】 ・73%の府県・政令市において、設計変更ガイドライン等を策定、活用（R4.5から進捗なし）。

令和3年度実績と令和5年度の取組について

品質確保・働き方改革のための取組目標 ～新・全国统一指標～

- 令和元年品確法の改正に伴い、公共工事等の品質確保や働き方改革のより一層の推進に向けて、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた取組状況を把握・明確化するため、「新たな全国统一指標」を設定、取組を強化。
- これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域毎に「地域独自指標」を設定し、状況に応じた取組も推進。

新・全国统一指標(工事)

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。
※週休2日の実施が困難な工事(災害復旧等)は集計から除外している。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※調査対象は、国・特殊法人・都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

新・全国统一指標(測量、調査及び設計(業務))

④地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

⑤低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

地域独自指標

⑥工事の適切な設計変更

設計変更ガイドラインを策定・活用している市町村数の割合

- 地域平準化(工事)のR3実績値は1府域を除き向上している。
- 週休2日対象工事の実施状況のR3実績値は、2府県域を除く横ばいまたは向上。
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(工事)のR3実績値は、3府県域が向上、4県域が低下。

	新・全国統一指標								
	地域平準化率 (工事)			週休2日対象工事の実施状況 (工事)			低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(工事)		
	実績値 (R2)	実績値 (R3)	目標値 (R6)	参考値 (R2)	実績値 (R3)	目標値 (R6)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	目標値 (R5)
近畿ブロック	0.68	0.72	0.78	0.76	0.80	1.00	—	—	—
福井県域	0.68	0.73	0.76	1.00	1.00	1.00	0.93	0.79	1.00
滋賀県域	0.61	0.65	0.74	1.00	1.00	1.00	0.99	0.96	1.00
京都府域	0.68	0.66	0.77	0.52	0.75	1.00	0.95	0.96	1.00
大阪府域	0.63	0.67	0.73	0.78	0.73	1.00	0.97	0.98	1.00
兵庫県域	0.70	0.75	0.82	0.98	0.87	1.00	0.95	0.91	1.00
奈良県域	0.59	0.66	0.81	1.00	1.00	1.00	0.87	0.82	1.00
和歌山県域	0.67	0.73	0.78	0.31	0.59	1.00	0.93	0.95	1.00

青字は前年度より改善した値、赤字は前年度より後退した値

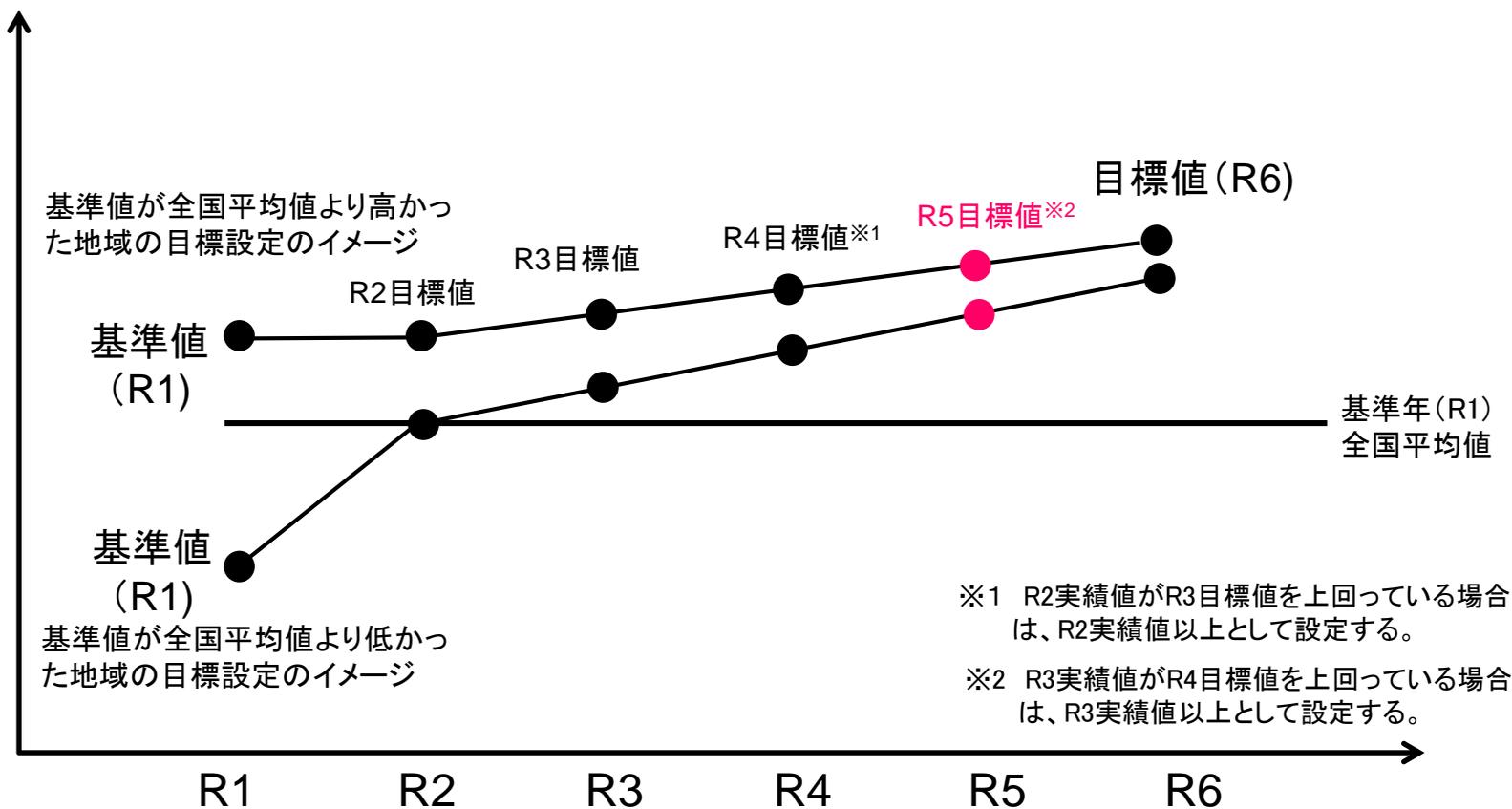
- 第4四半期納期率の状況(業務)のR3実績値は、1県域を除き低下。
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(業務)のR3実績値は、1県域において低下。
- 工事の適切な設計変更のR2実績値は、各市町村においてガイドラインの策定等が進み、すべての府県域で横ばいもしくは向上。

	新・全国統一指標						近畿ブロック独自指標		
	第4四半期納期率の状況 (業務)			低入札価格調査基準又は最低 制限価格の設定状況(業務)			工事の適切な設計変更		
	実績値 (R2)	実績値 (R3)	目標値 (R6)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	目標値 (R5)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	目標値 (R6)
近畿ブロック	0.50	0.51	0.46	—	—	—	—	—	—
福井県域	0.37	0.41	0.46	1.00	0.99	1.00	0.53	0.63	0.90
滋賀県域	0.47	0.43	0.46	1.00	1.00	1.00	0.63	0.63	0.90
京都府域	0.46	0.48	0.43	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.92
大阪府域	0.56	0.58	0.47	1.00	1.00	1.00	0.56	0.66	0.90
兵庫県域	0.44	0.48	0.46	1.00	1.00	1.00	0.68	0.75	0.90
奈良県域	0.56	0.60	0.46	1.00	1.00	1.00	0.72	0.72	0.90
和歌山県域	0.45	0.48	0.43	1.00	1.00	1.00	0.67	0.73	0.90

青字は前年度より改善した値、赤字は前年度より後退した値

- 新・全国統一指標の目標値(R6年)については、令和2年度に設定。
- R2年度の数値目標の設定については、基準値と全国平均値を比較して目標値に近い方の値としていた。
- R3年度からは、目標に向かって着実に数値を改善していくという観点から、令和2年度目標値から目標年までの均等割りをベースとした目標値の設定とする。
- R5年度は、地域の目標値、実績値を踏まえて、各発注機関毎に設定。
- 特に、工事の地域平準化率の改善を重点目標として目標設定するとともに、各発注機関における取組内容を共有する。

地域毎の目標値の考え方



新・全国統一指標を踏まえた令和5年度の取組(1)

対象		新・全国統一指標									
工事	$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$										
	地域	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R5年度 (目標案)	目標(R6)	取組項目(継続) ・(さ)債務負担行為の活用 ・(し)柔軟な工期設定 ・(す)速やかな繰越手続き ・(せ)積算の前倒し ・(そ)早期執行(特に第1四半期)のための目標設定 調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市町村					
	近畿ブロック	0.68	0.72	0.77	0.78						
	福井県域	0.68	0.73	0.75	0.76						
	滋賀県域	0.61	0.65	0.73	0.74						
	京都府域	0.68	0.66	0.77	0.77						
	大阪府域	0.63	0.67	0.72	0.73						
	兵庫県域	0.70	0.75	0.81	0.82						
	奈良県域	0.59	0.66	0.79	0.81						
和歌山県域	0.67	0.73	0.77	0.78							

地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域	国等		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等他機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村
地域平準化率 (工事)	R5 (目標)	0.89	0.87	0.82	0.75	0.75	0.73	0.77	0.76	0.77	0.73	0.80	0.74	0.72	0.82	0.80	0.81	0.79	0.79	0.79	0.77

R5年度取組内容(案)

- 平準化の取組事例「さ・し・す・せ・そ」の積極的な活用による施工時期の平準化を進める。
- 実施状況についてアンケートを行い、進捗状況の確認・共有を行う。

新・全国統一指標を踏まえた令和5年度の取組(2)

対象		新・全国統一指標													
工事	週休2日対象工事の実施状況＝										$\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$				
	地域	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R5年度 (目標案)	目標(R6)	取組項目(継続) ・週休2日対象工事の発注率 ・基準書等に基づく工期設定 ・公告時に施工条件を提示					調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市町村				
	近畿ブロック	0.76	0.80	0.92	1.0										
	福井県域	1.00	1.00	1.00	1.0										
	滋賀県域	1.00	1.00	1.00	1.0										
	京都府域	0.52	0.75	0.84	1.0										
	大阪府域	0.78	0.73	0.93	1.0										
	兵庫県域	0.98	0.87	0.99	1.0										
	奈良県域	1.00	1.00	1.00	1.0										
	和歌山県域	0.31	0.59	0.82	1.0										

地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域	国等		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等他機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村
週休2日対象工事	R5 (目標)	1.00	0.74	1.00	-	1.00	-	1.00	1.00	-	1.00	1.00	0.72	-	1.00	1.00	-	1.00	-	1.00	-

R5年度取組内容(案)

- (1) 各発注機関で、週休2日対象工事の発注率拡大に向けた取組を行う。
- (2) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認及び課題の共有を行う。

新・全国統一指標を踏まえた令和5年度の取組(3)

対象		新・全国統一指標											
工事	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の工事発注件数)}}$											
	地域	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)	目標(R5)	取組項目(継続) ・低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の導入率 ・最新モデル(R4又はH31)の使用 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>調査対象機関</td> <td>—: 国等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○: 都道府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○: 政令市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○: 市町村</td> </tr> </table>	調査対象機関	—: 国等		○: 都道府県		○: 政令市		○: 市町村
	調査対象機関	—: 国等											
		○: 都道府県											
		○: 政令市											
		○: 市町村											
	近畿ブロック	—	—	—									
	福井県域	0.93	0.79	1.00									
	滋賀県域	0.99	0.96	1.00									
	京都府域	0.95	0.96	1.00									
大阪府域	0.97	0.98	1.00										
兵庫県域	0.95	0.91	1.00										
奈良県域	0.87	0.82	1.00										
和歌山県域	0.93	0.95	1.00										

地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域	国等		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等他機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(工事)	R5 (目標)	—		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

R5年度取組内容(案)

- (1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- (2) 基準価格の算定にあたっては、最新の中央公契連モデルを活用を推進。
- (3) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認及び課題の共有を行う。

新・全国統一指標を踏まえた令和5年度の取組(4)

対象	新・全国統一指標					
業務	$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{(第4四半期[1~3月]に完成する業務件数)}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$					
	地域	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R5年度 (目標案)	目標(R6)	取組項目(新規) ・繰越明許費の活用 ・債務負担行為の活用 ・履行期間平準化のための 目標設定 調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市町村
	近畿ブロック	0.50	0.51	0.47	0.46	
	福井県域	0.37	0.41	0.37	0.46	
	滋賀県域	0.47	0.43	0.46	0.46	
	京都府域	0.46	0.48	0.44	0.43	
	大阪府域	0.56	0.58	0.48	0.47	
	兵庫県域	0.44	0.48	0.44	0.46	
	奈良県域	0.56	0.60	0.47	0.46	
和歌山県域	0.45	0.48	0.44	0.43		

地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域	国等		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等他機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村
第4四半期納期率 (業務)	R5 (目標)	0.45	0.48	0.37	-	0.46	-	0.44	0.42	-	0.48	0.48	0.48	-	0.44	0.45	-	0.47	-	0.44	-

R5年度取組内容(案)

- (1) 繰越明許費・債務負担行為を積極的に活用する。
- (2) 各発注機関において履行期間平準化のための目標を設定し、平準化を進める。
- (3) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認・共有を行う。

新・全国統一指標を踏まえた令和5年度の取組(5)

対象		新・全国統一指標													
業務	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の業務発注件数)}}$													
	地域	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)	R5年度 (目標)	目標(R5)	取組項目(新規) ・低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の導入率 ・最新モデル(H31)の使用					調査対象機関 ー:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ー:市町村				
	近畿ブロック	—	—	—	—										
	福井県域	1.00	0.99	1.00	1.00										
	滋賀県域	1.00	1.00	1.00	1.00										
	京都府域	1.00	1.00	1.00	1.00										
	大阪府域	1.00	1.00	1.00	1.00										
	兵庫県域	1.00	1.00	1.00	1.00										
	奈良県域	1.00	1.00	1.00	1.00										
和歌山県域	1.00	1.00	1.00	1.00											

地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域	国等		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等他機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(業務)	R5(目標)	—		1.00	—	1.00	—	1.00	1.00	—	1.00	1.00	1.00	—	1.00	1.00	—	1.00	—	1.00	—

R5年度取組内容(案)

- (1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- (2) 実施状況について、進捗状況の確認・共有を行う。

新・全国統一指標を踏まえた令和5年度の取組(6)

対象	近畿独自指標									
工事	設計変更ガイドライン策定・活用率									
	$\text{策定率} = \frac{\text{(設計変更ガイドラインを策定・活用している府県域内の市町村)}}{\text{(府県域内の市町村数)}}$									
	地域	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R5年度 (目標案)	目標(R6)	取組項目(継続) ・設計変更ガイドラインの策定目標時期 調査対象機関 ー:国等 ー:都道府県 ー:政令市 ○:市町村				
	近畿ブロック	—	—	—	—					
	福井県域	0.53	0.63	0.84	0.90					
	滋賀県域	0.63	0.63	0.84	0.90					
	京都府域	1.00	1.00	1.00	0.92					
	大阪府域	0.56	0.63	0.83	0.90					
	兵庫県域	0.68	0.75	0.83	0.90					
	奈良県域	0.72	0.72	0.85	0.90					
和歌山県域	0.67	0.73	0.83	0.90						

地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域	国等		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等他機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村
設計変更ガイドライン 策定・活用率	R5 (目標)	—	—	—	0.84	—	0.84	—	—	1	—	—	—	0.83	—	—	0.83	—	0.85	—	0.83

R5年度取組内容(案)

- (1) 市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図られるように推進を図る。
- (2) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認及び課題の共有を行う。

新・全国統一指標における 各発注機関のR5年度の取組について

地域平準化率(工事)

発注機関目標値： 0.89

取組内容：

- (1) 発注計画作成段階において、平準化率を満足できるように管理を行う。
 - ・第1四半期の工事稼働率を増やす必要があり、年度途中からの平準化率の改善は困難であることから、発注計画段階での平準化率を満足することが重要。
 - ・近畿地方整備局では、本年1月～2月に発注ロットヒアリングを行うなど、事務所単位での平準化率の管理を実施。
- (2) 発注の遅延等に対しては、極力、翌債を活用するように取り組む。
 - ・発注の遅延に対しては、年度内執行に拘らず、翌債を活用し適切な工期設定を行う。

履行期限の分散(業務)

発注機関目標値： 0.35

取組内容：

- (1) 早期発注や国債を活用した計画的な発注により、業務サイクルを見直す。
 - ・国債を活用した年度末発注の手続軽減とあわせ、年度当初発注案件の前倒しにより、年度末の履行期限を分散するような業務サイクルへの見直しを実施中。
- (2) 発注の遅延等に対しては、極力、翌債を活用するように取り組む。
 - ・発注の遅延に対しては、年度内執行に拘らず、翌債を活用し適切な工期設定を行う。

地域平準化率(工事)

(1) 発注機関目標値： 0.82

取組内容：

引き続き、債務負担行為の積極的な活用、速やかな繰越手続きに努め、さらに年度末にかけての発注については原則、工期の余裕期間制度(フレックス方式)を適用するなど施工時期の平準化に努めていく。

(2) 市町村の目標値： 0.75

取組内容：

福井県発注者協議会等を通じ、平準化の取り組みに関する情報提供を行い、平準化に向けた取り組みを推進してもらうよう呼びかけていく。

その他取組

第4四半期納期率(業務)については、工事同様、繰越予算及び債務負担行為を活用して、平準化に努める。

地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.75

取組内容：

R5年度とR6年度に発注する工事と業務を対象に、発注機関毎に目標(R5、R6平準化率、R5第4四半期納期率)を達成出来るよう、積極的な債務負担行為や余裕期間制度の活用、積算の前倒し等を図った上で、発注計画を作成、進行管理を行う。

(2)市町村の目標値： 0.73

取組内容：

余裕期間制度の活用、積算の前倒し、発注見通しの公表など、工事の施工条件に照らして各市町で実施できる取組を積極的に行う。

その他取組

- ・全庁的に平準化を推進するため、関係部局と情報共有し、取組の促進を図る。
- ・県内市町の平準化や設計変更ガイドラインの策定を推進するため、県発注者協議会や県発注者協議会分科会において情報共有と取組の促進を図る。

地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.77

取組内容：

新担い手三法を踏まえ、令和元年7月に京都府公契約大綱を改正し、施工時期を平準化する取組を明記し、9月議会において繰越予算の上程を行うなど、平準化に取り組んでいる。

令和4年度からは、経済対策補正予算を12月議会に前倒して上程し、年度当初の工事閑散期における工事量の確保に努めている。

以上に加え、引き続き、繰越予算及び債務負担行為を活用し、施工時期の平準化に努める。

(2)市町村の目標値： 0.77

取組内容：

公契連や発注者協議会を通じて、京都府の繰越予算及び債務負担行為の活用事例や平準化の目標値など、平準化の取組に関する情報提供を行う。

その他取組

第4四半期納期率(業務)については、工事同様、繰越予算及び債務負担行為を活用して、平準化に努める。

地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.73

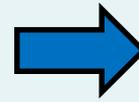
取組内容：

「債務負担行為の活用」

⇒予算要求段階(前年度)から計画的に実施

「積算の前倒し」

⇒工事・業務の1か月前倒しを幹部会議で働きかけるとともに業務積算の前年度実施を促進



各種取組を
組み合わせ、
平準化を推進

(2)市町村の目標値： 0.72

取組内容：

「大阪府地域発注者協議会等での情報提供」

⇒市町村の関係部局に出席を依頼し、協議会を開催。設定目標、大阪府の取組み、市町村の好事例等を情報提供し、市町村の取組みを一層促進。

その他取組

大阪府地域発注者協議会等において、平準化以外の取組みについても、各指標に取り組む必要性や大阪府の取組み等を市町村に情報提供し、市町村の取組みを一層促進。

地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.82

取組内容：

引き続き、債務負担行為の活用、余裕期間制度の活用、積算の前倒し、早期執行のための目標設定に努める。

(2)市町の目標値： 0.81

取組内容：

兵庫県地域発注者協議会技術分科会を開催し、目標達成に向け、市町への働きかけを行う。

その他取組

地域発注者協議会を通じて、設計変更ガイドライン策定・活用率等の目標値、取組事例等について各市町へ情報共有を行い、取組の一層の促進を図る。

地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.79

取組内容：

下記に留意しつつ、発注計画を策定し、それを元に進捗管理を行う。

- ・施工規模の大きいもの(設計金額5000万円以上)は、上半期契約を基本としつつ、債務負担行為の活用や柔軟な工期の設定を行い、発注時期のバランスに配慮する。
- ・施工規模の小さいもの(設計金額5000万円未満)は、債務負担行為の活用や柔軟な工期の設定を行い、年度末工期設定の集中を避ける。
- ・平準化率の見込みを試算し、目標値に届かない場合は、計画を見直すなどの管理を行う。

(2)市町村の目標値： 0.79

取組内容：

奈良県地域発注者協議会や県下の市町村が集まる他の会議等を通じて、各市町村へ平準化率目標値や取組事例の周知や情報交換に努める。

その他取組

設計変更ガイドライン策定・活用 市町村の目標値： 0.85

取組内容：奈良県地域発注者協議会又は追加ヒアリング等を通じて、未導入の市町村に対して働きかけを行う。

地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.79

取組内容：

補正予算を極力年度内契約に繋げることが、第一四半期の工事稼働件数の向上に繋がるため、令和4年度2次補正予算においては、想定額で12月議会に上程し、年度内契約を推進
工事管理システムにおいて、平準化率の算出を可能とすることにより、見える化を実施

(2)市町村の目標値： 0.77

取組内容：

平準化のための「さ・し・す・せ・そ」について、地域発注者協議会の取り組み目標として設定するとともに、令和4年度は首長を個別訪問し意見交換を実施。
令和5年度も引き続き取り組む予定

その他取組

週休2日工事

発注機関目標値：1.00

取組内容

原則全ての工事を対象に受注者希望型で発注
週休2日を達成できるようICT活用工事の普及拡大にも取り組む

地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.76

取組内容：

ア 積算の前倒し

- 設計・積算の前倒しによる早期発注の励行
- 特に、大型土木工事は、工事担当と契約担当の部署と発注スケジュールを調整して、早期発注の取組を推進
- 発注事務の円滑化と事業者の積算業務の簡素化による早期契約を推進するため、「概略発注方式」の活用を本格実施
- R4補正の工事の一部は、2月市会の議決後、速やかに入札公告を行い、R4年度内に契約

イ 債務負担行為の活用

- 出水期の施工が制限される河川や橋りょうの工事をはじめ、工期が12箇月未満の工事においても、債務負担行為を活用

週休2日工事

取組内容：

- 令和4年度から原則、全ての工事を「週休2日工事」の対象
- 令和5年度は「発注者指定方式」の対象を更に拡大し、実施率の向上を図る
 - ・R4発注者指定：60百万円以上の土木工事、30百万円以上の舗装工事、15百万円以上の造園工事
 - ・R5発注者指定：20百万円以上の土木工事、10百万円以上の舗装工事、5百万円以上の造園工事
- 令和6年度からは全ての工事を「発注者指定方式」とできるよう、引き続き取組を推進

地域平準化率(工事)

(1) 発注機関目標値： 0.8

取組内容：

引き続き、債務負担行為(ゼロ債務を含む。)の活用、余裕期間制度の活用、設計・積算の前倒しの推進に取り組む。

その他取組

週休2日工事については、令和3年度より段階的に発注者指定方式を導入しており、令和6年度には全ての工事を対象として発注者指定方式で発注する。

【令和5年度以降の予定】

令和5年度：発注者指定方式(予定価格2,000万円以上の工事)

受注者希望方式(上記以外の工事)

令和6年度：発注者指定方式(全ての工事)

地域平準化率(工事)

(1) 発注機関目標値: **0.74**

取組内容:

- ・工期が12ヶ月未満の工事においても、債務負担行為を活用します。
- ・設計・積算の前倒しを行い、速やかに発注手続きを行います。
- ・速やかに発注手続きを行うために、「概算数量発注方式」や「簡易DB方式」を令和3年度より、一部導入しています。
- ・職員の意識向上としまして、研修内容の一部に「地域平準化率」について取り入れています。

その他取組

週休2日工事は、令和5年度以後においても、確実に目標達成へ向けて取組みます。

(令和4年度現状)

令和4年度……………発注者指定方式(総合評価落札方式)

(令和5年度以後の予定)

令和5年度……………発注者指定方式(総合評価落札方式)

受注者希望方式(総合評価落札方式以外の工事)

令和6年度……………発注者指定方式(全ての工事)

令和6年度には、全ての工事を週休2日制対象工事として、発注者指定方式で発注する見込みとしております。

地域平準化率(工事)

(1) 発注機関目標値:0.80

【取組内容】

本市で定めている工事・業務の平準化のための以下6つの方策に基づき、引き続き発注部署毎に平準化に取り組むとともに、新たに定めた目標の達成に向けて6方策のさらなる推進が図られるよう、文書や会議を通じて発注部署へ啓発を行う。

- | | |
|--------------|----------------|
| ①公共工事の業務量の確保 | ②債務負担行為の積極的な活用 |
| ③繰越明許の前倒し | ④発注計画の策定と進捗管理 |
| ⑤設計・積算の年度前倒し | ⑥柔軟な工期の設定 |

その他取組:第4四半期納期率(業務)

(1) 発注機関目標値:0.45

R3年度第4四半期納期率がR2年度実績より低下しており、改めて納期平準化の実態やさらなる取組みの必要性について関係部署に周知を図るとともに、目標達成に向け引き続き取組みを推進していく。

週休2日対象工事の実施状況

(1) 発注機関目標値： ー

取組内容： 実施困難工事(※)を除き、全ての工事を週休2日対象工事で発注。

(経緯)	H30. 7	<u>週休2日を導入</u> (受注者希望方式のみ導入) ・ 対象工事は、全ての条件に合致する土木工事のみ対象
	R1. 7	<u>発注者指定方式を追加</u> ・ 対象工事は、全ての条件に合致する土木工事のみ対象
	R3. 10	<u>対象工事を変更</u> ・ 全ての工事を対象とし、原則、発注者指定方式とする。(※)

- (※)
- ・ 以下のいずれかに該当する場合、発注者指定工事の対象としない場合がある。
 - ① 供用(完成)時期に影響する場合
 - ② 早期の解除が求められる長期間の交通規制を伴う工事
 - ③ 災害復旧工事等

近畿地方整備局営繕部からの情報提供

国土交通省 近畿地方整備局
営繕部
令和5年5月

1. 官公庁施設整備の発注者の役割について
2. 生産性向上、働き方改革の取り組みについて
3. 官公庁施設の環境負荷軽減について
＜ZEB化、木材利用の促進＞
4. 防災に強い官公庁施設について
＜技術基準の整備、ガイドラインの策定＞

※答申本文では、「公共建築工事」としている

概要（答申「官公庁施設整備における発注者のあり方について」）

公共建築工事において

- 「1. 発注者の役割」を明確にし、
- 「2. その役割を果たすための方策」

を提言

- （背景）
- 品確法等の改正（発注者責務の規定）
 - 基礎ぐい工事問題（民間工事指針の策定）
- （現状と課題）
- 国、地方公共団体の発注者の体制は多様（市町村割で技術者ゼロ）
 - 発注者の業務内容は変化（建物の用途変更・複合化等の要請）
 - 一方で、公共建築工事において、発注者の役割が明確化されておらず、的確な対応が困難な状況

1. 発注者の役割

A：企画・予算措置を行う事業部局との連携（「技術的な助言等」）

B：公共建築工事の発注・実施（「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」）

公共建築工事の特徴	発注者に求められること
(1) 国等が主体となって行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民から見て過不足のない適切な品質の確保、様々な政策課題の建築工事への適用・反映 ・ 企画・予算措置を行う事業部局との連携
(2) 発注主体において、発注部局と事業部局が異なる場合が多い（事業部局は、企画・予算措置、施設管理を実施）	
(3) 建築工事ごとに様々な関係者が存在し（施設管理者、利用者、近隣住民等）、求められる諸条件も多種多様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な関係者からの多種多様な諸条件を把握、取捨選択の上、過不足や相反・相互矛盾のない発注条件の取りまとめ ・ 最も適切な設計者等の選定、告示に基づく予定価格の設定 ・ 民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格に反映
(4) 設計等に、建築基準法、建築士法が適用	
(5) 建築市場全体で、公共の割合が極めて小さい	

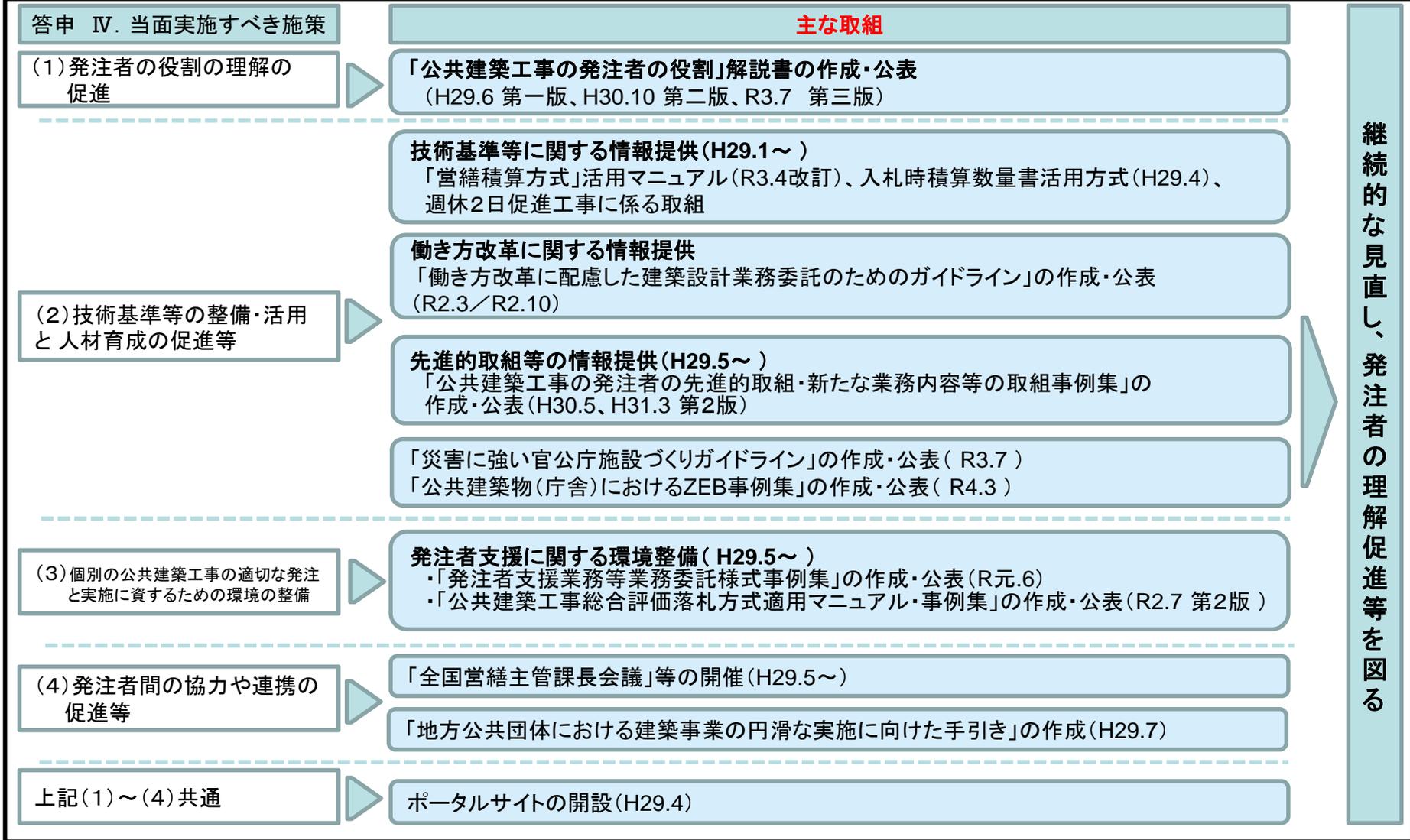
2. 発注者の役割を果たすための方策（国土交通省の取組）

- 【発注者の役割に関する認識の共有化】 ○ 発注者の役割の「解説書」を作成、発注者への普及・浸透
- 【発注者の業務の効率化】 ○ 技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進
- 【個別工事の支援】 ○ 発注者支援に関する環境整備、相談窓口の活用促進

⇒ それぞれの公共建築工事の適切な実施に資する

【令和4年8月時点】

○ 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において、国土交通省が当面実施すべき施策について提言された。その主な取組状況は、以下のとおり。



2. 営繕事業における働き方改革の主な取組（令和5年度）

営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」、「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」を踏まえた適切な工期・履行期間の設定。必要な工期・履行期間の延期(受注者の責によらない場合の対応の徹底) ・各工程の施工期間の確保(監督職員が実施工程表等で確認。概成工期を発注時に設定)
週休2日の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用 ・週休2日促進工事を全ての工事で原則発注者指定として実施
施工時期等の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の積極活用(適正な工期・履行期間の確保、完成・完了時期の分散化にも寄与)や余裕期間制度の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	<ul style="list-style-type: none"> ・「営繕積算方式」により、実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定 ・施工条件の変更に伴う適切な設計変更、物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用 ・週休2日促進工事における4週8休を前提とした労務費補正
--------------------	--

生産性向上

ICTの積極的な活用等	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 官庁営繕事業における一貫したBIM活用(原則として全ての新営設計業務及び新営工事においてEIR(発注者情報要件)を適用、BIMデータを活用した積算業務を試行) ➢ 情報共有システムの活用(機能要件の明確化、原則全ての工事で発注者指定、全ての設計業務で適用可能) ➢ 建設現場の遠隔臨場(原則全ての工事で適用) ➢ ICT建築土工、デジタル工事写真の小黑板情報電子化等 ・工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・書類の簡素化、省略・集約可能な書類等の明確化 ・工事・業務関係書類等の押印・署名廃止・完成図等の提出を原則電子に一本化 ・国の統一基準として工事の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務の発注における設計条件の明示(諸条件の整理と適用基準の明示等) ・適切な設計図書作成に向けた取組み(設計業務プロセス管理、設計段階における施工条件の確認等) ・設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達(設定された期限の遵守を契約図書に明記) ・関連する工事間での納まり等の調整を効率化(総合図作成ガイドライン(土会連合会)やBIMの活用) ・関係者間の情報共有や検討を迅速化(会議の早期開催、情報共有システムの活用等)

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

2. 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化(概要)

- 令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、**営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していく必要がある。**
- そこで、発注者が設計条件の明示とその履行状況の把握を適切に実施し設計の品質確保につなげること、遅滞ない設計意図伝達により現場への指示等を適時に行うことなど、これまで取り組んできた内容を含め、特に**営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整※1の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理。**

※1:発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

生産性向上のイメージ

【設計段階】

発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う

営繕事業の各段階(設計段階、施工段階)において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の
生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組む

【設計段階】

(1) 設計条件の明示

- ◇諸条件の整理と適用基準
- ◇敷地や周辺の状況

(2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み

- ◇設計業務プロセス管理
- ◇図面の整合性

- ◇設計段階における施工条件の確認
- ◇指定仮設の確認

【施工段階】

(1) 余裕期間の設定

- ◇制度を活用した発注

(2) 遅滞ない設計意図伝達※2等

- ◇設定された期限の遵守を契約図書に明記
- ◇ワンデーレスポンス(工事受注者と監督職員間)

(3) 納まり等の調整※3の効率化

- ◇納まり等の調整用図面作成の効率化
- ◇BIMの活用促進

(4) 情報共有や検討等の迅速化

- ◇関係者が一堂に会する会議の早期開催
- ◇情報共有システムの活用促進
- ◇遠隔臨場の活用促進

(5) 設計図書の変更への対応

- ◇必要となる場合の設計図書の変更
- ◇設計変更ガイドライン(案)の参照

※2:施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等
 ※3:工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

3. 官庁施設の環境負荷低減について

目的

○地球温暖化対策の推進

- ・脱炭素社会の実現
- ・環境負荷の少ない社会の構築

背景となる法令等

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（H10,R3改正）
- ・建築物のエネルギー消費性能に関する法律（H27,R1改正）
- ・雨水の利用の促進に関する法律（H26）

概要

○2050年カーボンニュートラルに向けた取組

- ・ZEB化の取組：「2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となること」*を目指し、取組を実施。
 - ✓今後予定の新築については原則 ZEB Oriented相当以上
 - ✓先進事例のノウハウをまとめた事例集等を作成し共有
 - ✓官庁施設整備に適用する基準類の見直し
 - ※政府実行計画（令和3年10月閣議決定）
 - ※ZEB Oriented：30～40%の省エネ等を図った建築物
 - ZEB Ready：50%以上の省エネ等を図った建築物

○「政府実行計画」に基づく技術的支援

- ・政府実行計画に基づく各府省庁の取組について、各省各庁における効果的な取組に関する情報の提供などの技術的支援を行う。

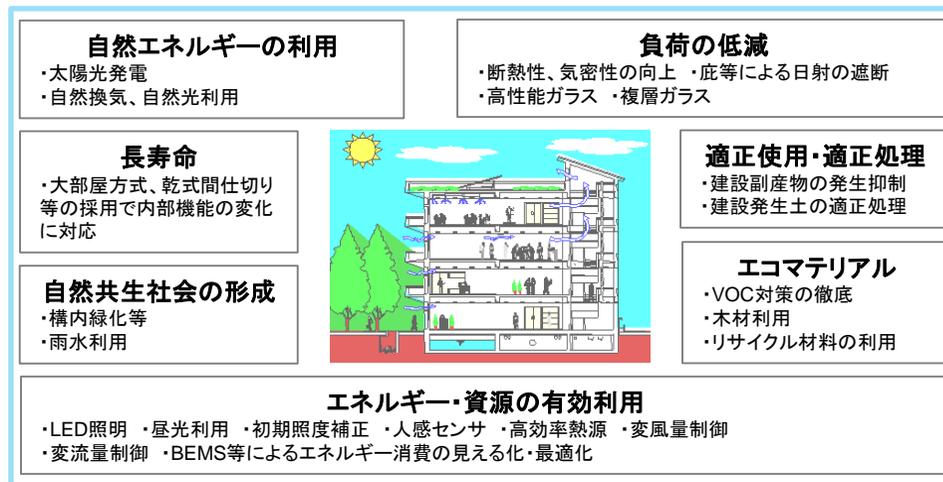
○技術基準の整備

○PDCAサイクルの取組み

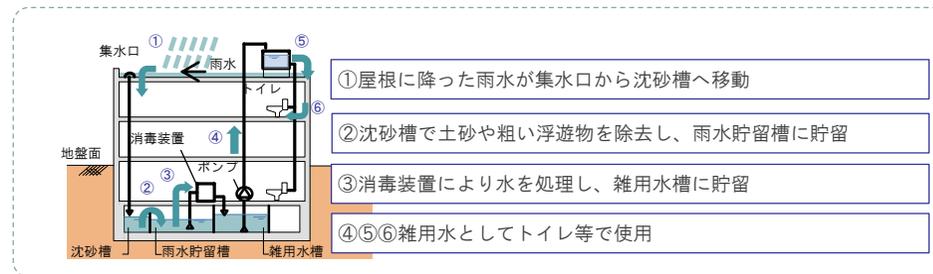
- ・環境対策の継続的な推進のため、毎年度、前年度の取組状況の点検に基づき「環境対策項目」を設定・公表。また、取組状況を「官庁営繕環境報告書」として毎年度公表。

○雨水利用の推進

- ・「雨水の利用の促進に関する法律」に基づき、官庁施設における雨水利用施設の導入を推進



環境に配慮した官庁施設の整備（イメージ図）



雨水利用施設（イメージ図）

3. 官庁施設のZEB化推進

官庁施設の計画・設計に適用する「官庁施設の環境保全性基準」を改定し、官庁施設が確保すべきエネルギー消費性能として政府実行計画に基づき、新築する場合は、原則、ZEB Oriented相当以上とすることを規定。(本基準は、令和4年4月1日から適用。)

改定内容: 官庁施設の環境保全性基準

旧

300㎡以上
低炭素基準($BEI \leq 0.9$)を満足

300㎡未満
省エネ基準($BEI \leq 1.0$)を満足



新

ZEB Oriented相当以上

事務所等、学校等、工場等
 $BEI(*) \leq 0.6$

上記以外
 $BEI(*) \leq 0.7$

※再生可能エネルギーによる削減量を含めない。

【参考】 先行事例のノウハウをまとめた「**公共建築物(庁舎)におけるZEB事例集**」を作成。

- ・地方公共団体4施設、国1施設の事例
- ・採用方針、採用された技術の詳細、一次エネルギー消費量計算結果
- ・技術についての解説や留意事項

を掲載。

3. 官庁施設の木材利用の促進

○ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【平成22年法律第36号、令和3年10月1日改正法施行】

- ・ 令和3年改正：題名変更（旧法律名「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」）
公共建築物から建築物一般へ対象が拡大
- ・ 木材利用促進本部（本部長：農林水産大臣、本部員：国土交通大臣他4大臣）による基本方針の策定・実施状況の公表等

○ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針 【令和3年10月1日、木材利用促進本部決定】

- ・ コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化（災害応急対策活動に必要な施設等を除く）
（旧基本方針：耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物について、原則木造化）
- ・ 国民の目に触れる機会が多い部分（エントランスホール、情報公開窓口等）の内装等の木質化を促進

官庁営繕部における取組

- ・ 官庁施設の木造化・木質化に用いる技術基準類の整備を進め、広く情報提供等を行う（各省各庁・地方公共団体と積極的に連携）
- ・ 直轄の官庁営繕事業において木材を利用した官庁施設の整備を積極的に推進する

公共発注機関における木材利用のための環境整備

技術基準類の整備

- 新営予算単価
- 木造計画・設計基準
- 公共建築木造工事標準仕様書

- 木造耐火建築物の整備指針
- 木材利用の取組に関する事例集
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項
- 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項
- 木造官庁施設における施工管理・工事監理に関する留意事項集

人材の育成

- 木材利用推進研修（国土交通大学校）

木造化・木質化を図った官庁施設の整備

- 木造化
- 内装等の木質化



各省各庁や地方公共団体等と連携の上、引き続き木材利用の促進を図る

4. 官庁施設の防災機能の強化等（技術基準の整備）

技術基準の整備状況

- 位置・規模・構造の基準（告示）の改正（H25.3）
対応すべき災害に津波が含まれることを明確化
- 基本的性能基準の改定
対津波に関する性能に関する規定を新たに追加（H25.3）
対浸水に関する性能に関する内容の見直し（R2.3）
- 総合耐震・対津波計画基準の改定（H25.3）
津波対策に関する内容を追加
- 建築構造設計基準の改定（R3.3）及び
建築構造設計基準の資料の改定（R3.3）
対津波に関する具体的な検討方法の追加
- 官庁施設の津波防災診断指針の改定（R2.3）及び
官庁施設の津波防災診断指針に係る参考資料の改定（R2.3）
津波対策の必要性の有無を確認する標準的方法を示した指針
施設管理者がより適正に運用しやすくなるよう改定



東日本大震災における津波による被害



官庁施設の被災状況調査

4. 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン

課題

近年の自然災害の激甚化、頻発化により、**官公庁施設が被災した事例**も見受けられる。**水災害の更なる頻発化・激甚化が懸念される中**、日常生活に密接に関係する行政機能の場であり、災害時において災害応急対策活動の拠点となるなど国民や地域住民にとって重要な役割を担っている**官公庁施設は、災害に強いものとしていくことが必要。**

対応

官公庁施設の防災機能の確保を検討する際の参考となるよう、**官庁営繕の防災に係る技術基準やソフト対策、事例などをパッケージ化**したガイドラインを作成（令和2年6月）し、国、地方公共団体の営繕部局、施設管理部局の担当者等で活用。
令和3年7月に**中央省庁、都道府県・政令市共通のガイドライン**として策定。

災害に強い官公庁施設づくりガイドライン

ガイドラインの構成

はじめに

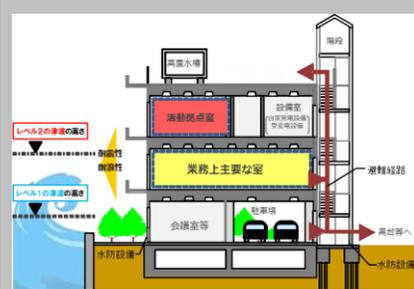
施設の位置の選定

施設整備上の対策

施設運用管理上の対策

災害発生時の営繕部局の役割

附録（整備事例、URL一覧など）



施設整備上の対策の例

官庁施設における津波対策

地域防災倉庫との合築 ▶



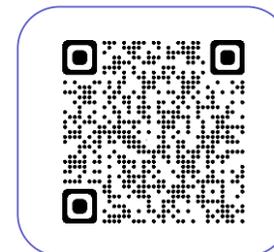
施設管理上の対策の例
津波避難ビルに指定された庁舎での避難訓練

災害発生時の営繕部局の役割の例
官庁施設の被災状況調査 ▶



近畿地方整備局営繕部では、公共建築における設計・工事の発注、各段階のマネジメント業務、老朽化対策、官庁営繕に関する技術基準の運用等、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるための窓口を設置しています。

窓口部署	電話番号	対象地域
営繕部 計画課	TEL 06-6942-1141 (代) : 計画課長 (内線5151) : 計画課長補佐 (内線5153)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
営繕部 保全指導・監督室	TEL 06-6942-1141 (代)	大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く。)、兵庫県、和歌山県
京都営繕事務所	TEL 075-752-0505	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡)



近畿地方整備局からの情報提供



施工時期の平準化について

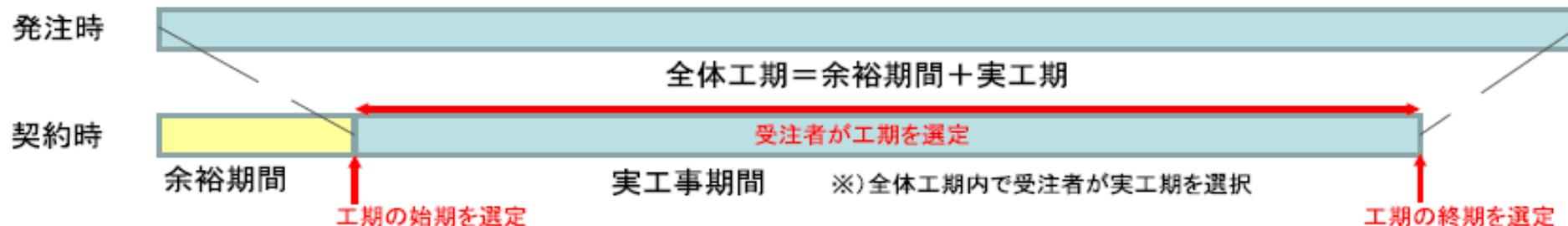
余裕期間制度(フレックス方式)の原則活用

「直轄土木工事における適正な工期設定指針」に基づき、令和5年4月1日以降に公告する工事から「原則、全工事（維持工事等・土木営繕、営繕工事を除く）で余裕期間制度（フレックス方式を基本）」を活用する。

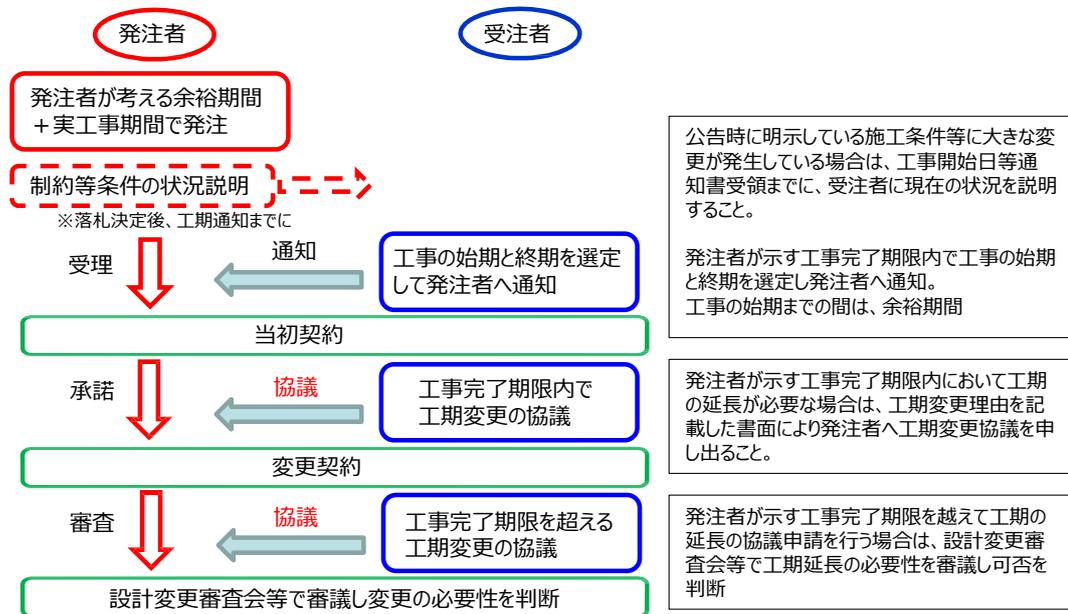
・余裕期間の設定

直轄土木工事における適正な工期設定指針に基づき、基本1パーティで設定した施工に必要な実日数を確保した上で、余裕期間は、契約ごとに最低1ヶ月を確保し、当該工事における施工条件等を勘案し、6ヶ月を超えない範囲内で期間を設定する。

「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



【運用】



週休2日確保に向けた取組

建設業の更なる『働き方改革』を推進するため、令和5年4月より新たな取り組み「建設現場一斉閉所」を実施

近畿地方整備局管内で実施

建設業のさらなる働き改革推進のため

建設現場一斉閉所

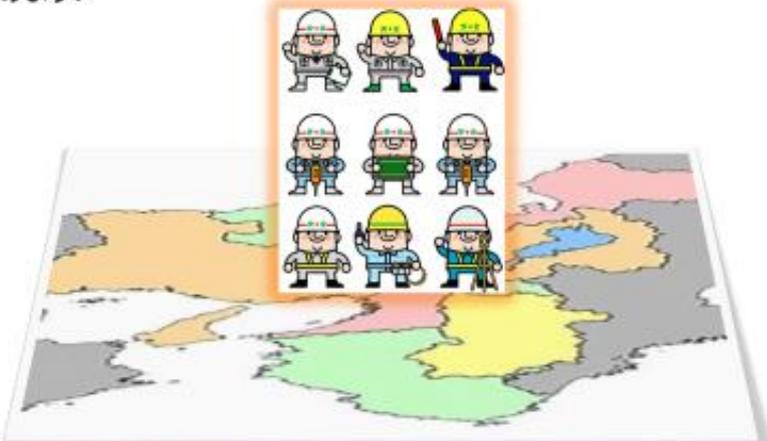
※ 災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事等を除きます。

令和5年4月より

毎月第2土曜日

近畿地方整備局管内の 公共工事を一斉にお休みします

労働者のワーク・ライフ・バランスの改善、また、将来の担い手を確保するためにも休日を増やしより働きやすい環境をつくるため、取り組みます。



The illustration shows a grid of nine cartoon construction workers in various uniforms and hard hats. Below them is a map of the Kansai region, with a yellow box highlighting the area where the initiative is implemented.

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行 ⇒ 時間外労働規制を見直し
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時的必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)	≪同左≫ <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: 80%;"> 罰則:雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金 </div>
36協定の 限度	≪厚生労働大臣告示:強制力なし≫ (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	≪労働基準法改正により法定:罰則付き≫ (1) ・原則、 月45時間 かつ 年360時間 (月平均30時間) ……第36条第4項 ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間 (月平均60時間) ……第36条第5項 ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定 a.2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) ……第36条第6項第3号 b. 単月100時間未満 (休日労働を含む) ……第36条第6項第2号 c.原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 ……第36条第5項 (2)建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ……第139条第2項(第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない) ・施行後5年以降 <u>一般則を適用</u> 。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)② a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 ……第139条第1項 <small>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時的必要性がない場合は対象とならない</small>

建設業も令和6年4月より罰則付きに

労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用されます。また、品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置づけられました。

建設業の事業主の皆様へ

令和6年4月1日から 時間外労働の上限規制が適用されます

- ・ 所定労働時間の枠組みの見直し
- ・ 年次有給休暇の取得促進
- ・ 週休2日制の推進
- ・ 適正な工期の設定
- ・ 人材確保と育成 など

今から取り組んでいきましょう!

「働き方」が変わります!!

主な変更内容は・・・

(36協定の始期が令和6年4月1日以降のものが対象です。)

現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、令和6年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、臨時的な特別の事情(特別条項)があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・ 1年間の時間外労働は**720時間以内**
- ・ 1か月の時間外労働と休日労働の合計は**100時間未満**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が**全て1か月当たり80時間以内**
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**

※例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・ 月100時間未満
- ・ 2～6か月平均80時間以内

この2つの規制は令和6年4月1日以降も**適用されません。**

東京労働局 東京労働局・労働基準監督署(支署) 2022.1

令和5年4月1日から 中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

現在		令和5年4月1日から			
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%		月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに 50% ※中小企業の割増賃金率を引上げ			
	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間			1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

⊗「下請たたき」は禁止されています!

著しく短い工期を設定するなどの行為(いわゆる「下請たたき」)は、「建設業法」で禁止されています。

労働基準監督署では、下請たたきに関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。

```

    graph LR
      A[下請 負人] -- 相談 --> B[労働基準 監督署]
      B -- 取次ぎ --> C[国土交通省]
      C -- 調査・指導 --> D[元請 負人]
  
```

(※ 下請取引に限らず、発注者から直接請け負う元請負人である場合もご相談いただけます。)

元請事業者の皆様におかれましては、協力会社の長時間労働削減にもご配慮をお願いいたします。

第13次東京労働局労働災害防止計画(2018年度～2022年度)推進中

Safe Work TOKYO "Safe Work TOKYO"の下
「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」を
キャッチフレーズに計画を推進しています。

【概要】働き方改革実現に向けた現場閉所による週休2日

- 令和4年度より一部工事で実施してきた「休日の質の向上」の取組みを、令和5年度より維持工事等を除くすべての工事に拡大し、すべての法定休日・所定休日を現場閉所とする週休2日工事へ
- 大規模工事については、法定休日・所定休日及び祝祭日を現場閉所とする週休2日の継続。

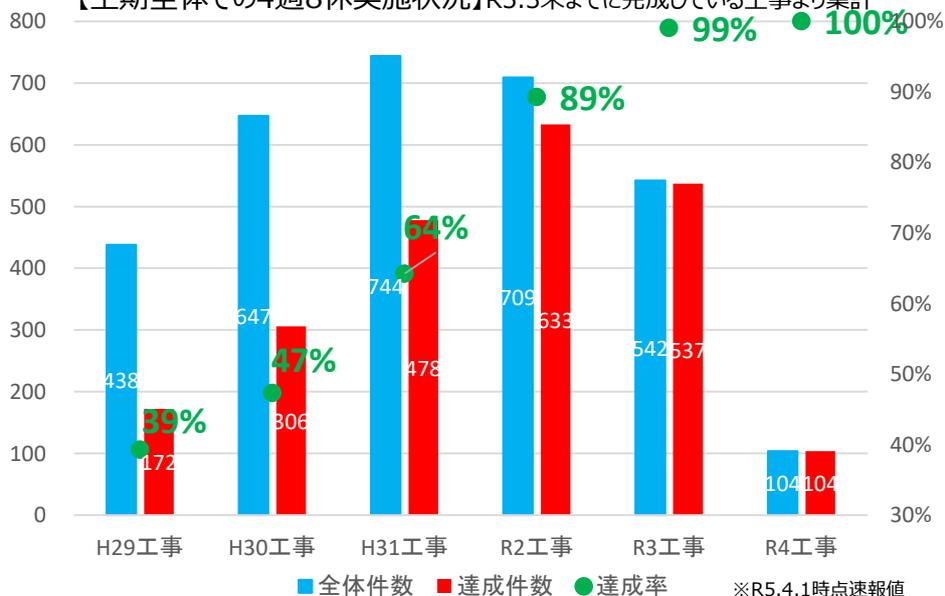
【近畿地整における週休2日取得の取組み】

- 施工時期の平準化
- 適正な工期設定
 - 「直轄土木工事における適正な工期設定指針」の活用
 - 「工期設定支援システム」の活用
 - 工期設定の条件明示
 - 工事工程の受発注者間共有会議開催
 - 余裕期間制度の活用
- 概略工事工程表の明示
- 施工条件の明示試行(チェックシートや施工条件図)
- 設計変更時の条件明示

■ 週休2日標準化への運用方針

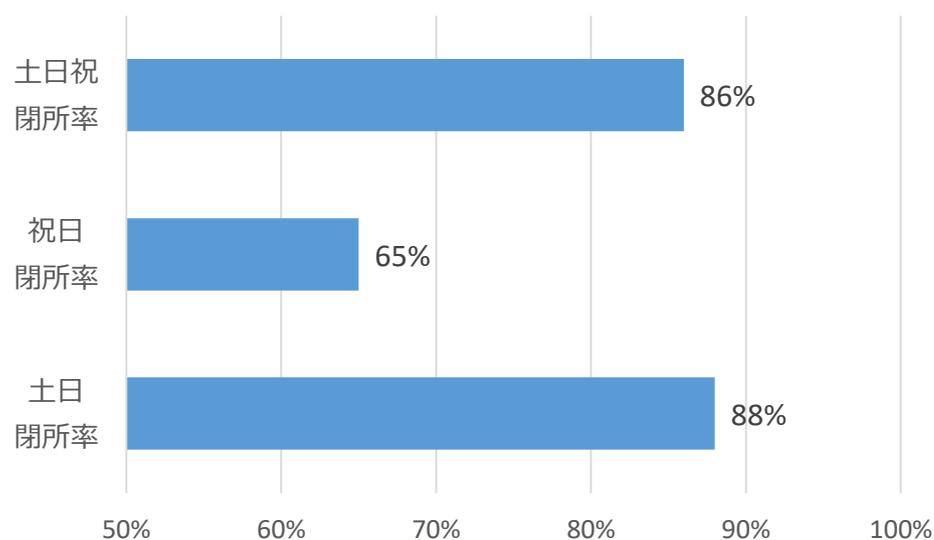
	分任官工事	本官工事
現場閉所日	法定休日、所定休日を対象	法定休日、所定休日及び祝祭日を対象
施工計画書	施工計画書で、法定休日・所定休日（各月で土日と同数以上）を明示し、上記休日を現場閉所とするよう取り組む。	施工計画書で、法定休日・所定休日（各月で土日と同数以上）・祝祭日を明示し、上記休日を現場閉所とするよう取り組む。
費用補正	工事着手日から工事完成日のうち、降雨や降雪等による予定外の現場閉所日も含めて、現場閉所した日の割合が、28.5%以上の場合。	
成績評定	施工計画書で定めた法定休日・所定休日を予定とおり達成できた場合に、主任技術評価官で評価(他の模範となる取組みで更に評価)	施工計画書で定めた法定休日・所定休日・祝祭日を予定とおり達成できた場合に、主任技術評価官及び総括技術評価官で評価。

【工期全体での4週8休実施状況】R5.3末までに完成している工事より集計



【休日における現場閉所実施】

R2・R3に発注し、R4.3末まで完成している工事より無作為に抽出し集計（約600件）



【概要】週休2日交替制モデル工事の取組

- 維持工事や工期に制約のある災害復旧工事、連続施工せざるを得ない工事においては、現場閉所での休日確保が難しく週休2日が浸透しにくい実態があることから、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組むため、週休2日交替制モデル工事を活用。
- 令和6年4月に向け、令和5年度よりすべての工事で発注者指定型を適用。

対象工事

- 河川維持、道路維持及び道路照明施設維持補修にかかわる工事又は作業
- 現場閉所困難工事（災害復旧工事や連続施工せざるを得ない工事など）
- 災害復旧や連続して稼働しなければならない（24時間施工）などの現場閉所困難工事については、週休2日交替制モデル工事の適用を検討

■ 週休2日標準化への運用方針

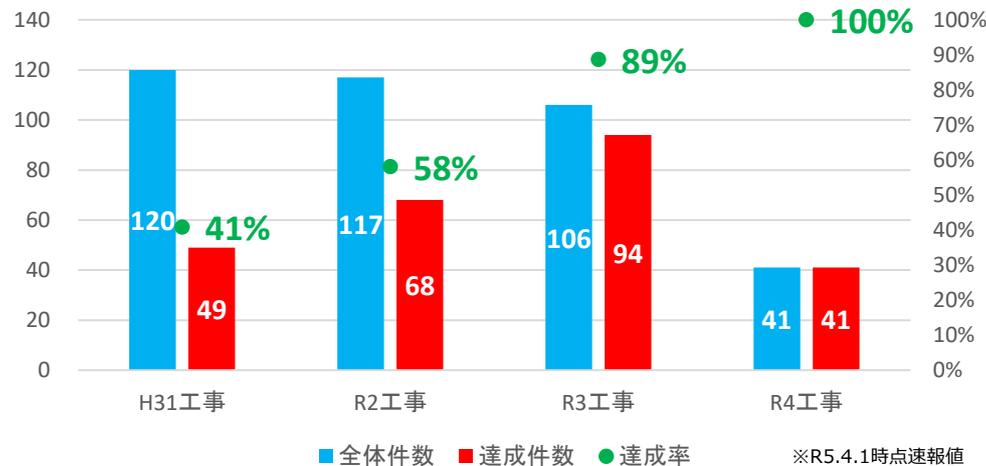
休日	法定休日、所定休日を対象
施工計画書	施工計画書で、法定休日・所定休日（各月で土日と同数以上）を明示し、上記休日を達成するよう取り組む。
費用補正	対象の技術者等毎に休日率を算出し、休日率を平均した平均休日率が、28.5%以上で補正。
成績評定	<p>施工計画書で定めた法定休日・所定休日を予定とおり達成できた場合に評価。</p> <p>・ [主任技術評価官] 2. 施工状況 II. 工程管理</p> <p>・ なお、[総括技術評価官] 2. 施工状況 II. 工程管理における評価については、上記に加え、他の模範となるような取組を実施した場合に評価する。</p> <p>※計画工程表等が、週休2日の取組を前提としていないなど、明らかに週休2日に取組姿勢が見られない場合には、内容に応じて、工事成績を減ずる措置を行う。</p>

■ 週休2日を考慮した労務・間接費の補正を継続

(R3・4・5年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

- 土木工事標準単価も補正を継続（市場単価方式は対象外）

【交替制モデル工事実施状況】R5.3末までに完成している工事より集計



積算等基準の見直し(工事)

低入札価格調査基準の見直し(工事)

■ 低入札価格調査基準の見直し

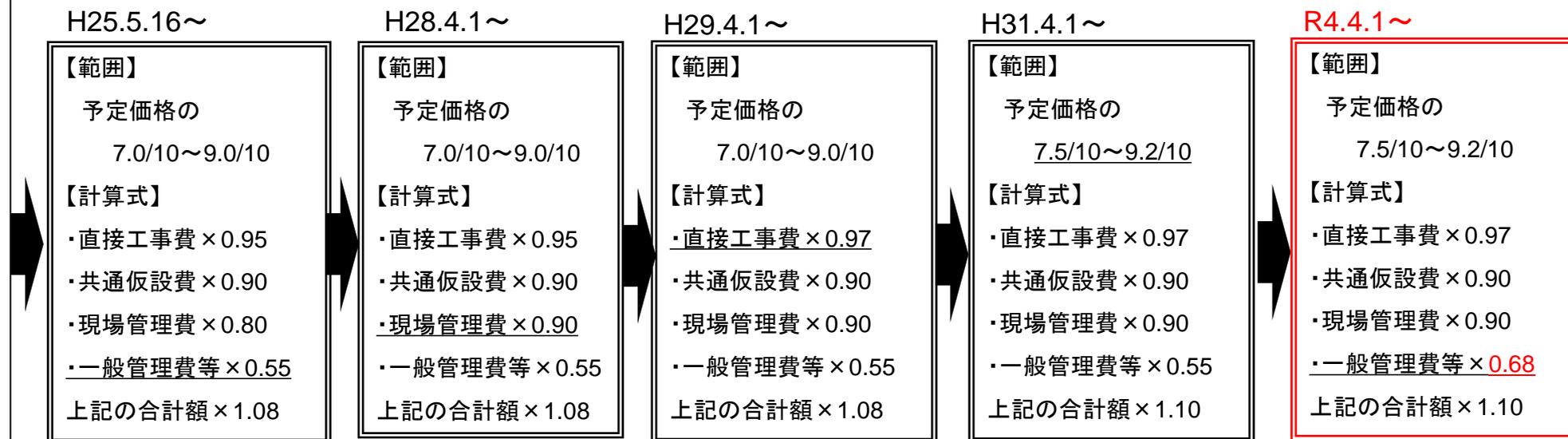
低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の計算式の改定について

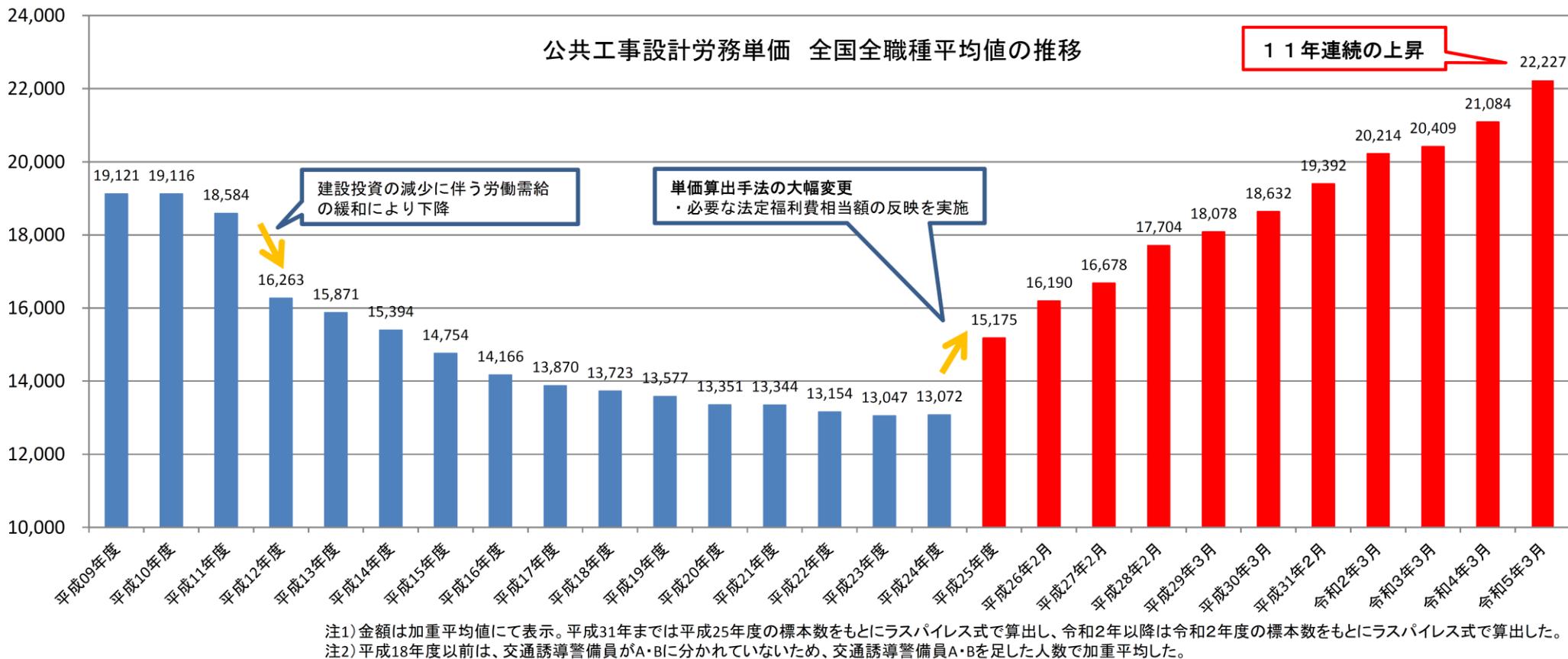
○ 令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。

「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」



・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、11年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+65.5%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

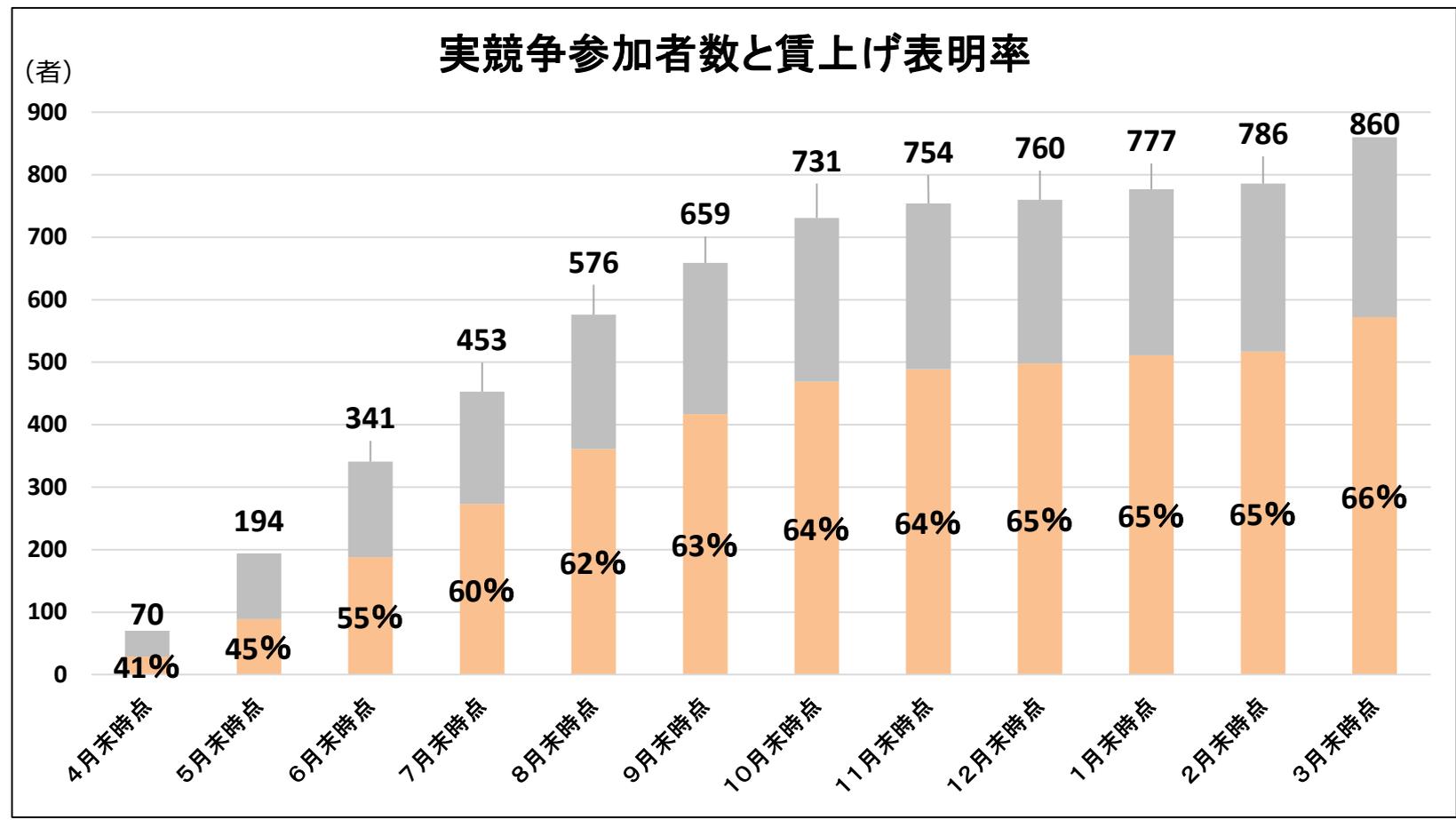
総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の実施状況について

- 令和4年4月以降の契約案件を対象に「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」を開始。3月末までで686件の工事※が対象。
- 全工種合計で、実競争参加者のうち6割超(66%)、実績確認の対象となる落札者のうち約7割超(75%)が賃上げを表明。

	件数・者数
対象工事件数	686件
のべ競争参加者数	5,920者
実競争参加者数	860者
うち、賃上げ表明者数	572者 (約66%)
実落札者数	375者
うち、賃上げ表明者数	288者 (約75%)

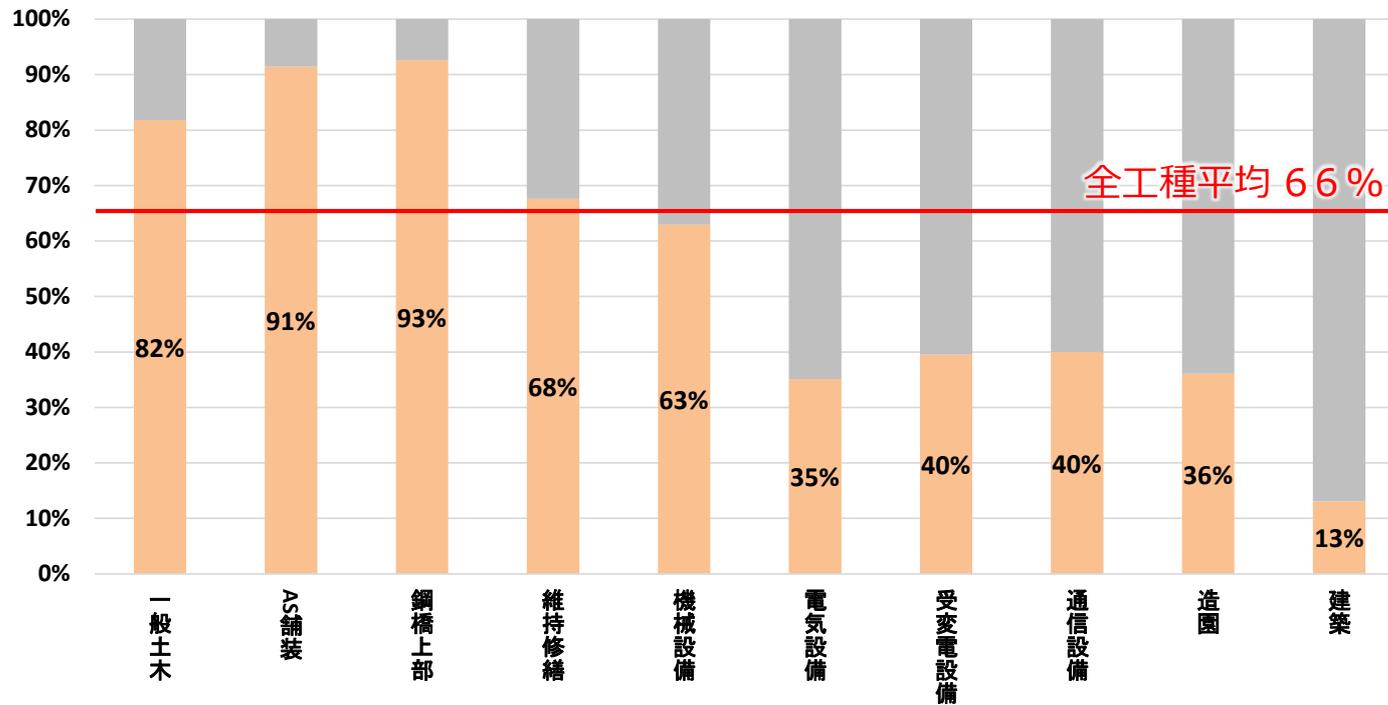
※令和4年4月1日以降の契約案件であっても、入札手続きの開始時期が早く本制度対象外の工事あり。

○令和4年4月の制度導入開始以降、3月までに実競争参加者に占める賃上げ表明者の割合は漸増傾向。徐々に制度が浸透し、表明率が上がっていると推測される。



- 全工種平均 約66%の賃上げ表明率に対し、
 - ・表明率の高い工種 : 一般土木(82%)、アスファルト舗装(89%)、鋼橋上部(93%)
 - ・表明率の低い工種 : 造園(36%)、建築(13%)、電気設備関係
- 公共需要の占める割合が高いと想定される工種は総じて表明率が高い
- 比較的民間需要の割合が高いと想定される工種は、表明率が低い傾向

工種別 賃上げ表明率(実参加者)



工種	平均参加者数
一般土木	11.1者
AS舗装	9.1者
鋼橋上部	8.1者
維持修繕	6.5者
機械設備	1.8者
電気設備	9.8者
受変電設備	9.2者
通信設備	4.3者
造園	5.8者
建築	5.4者

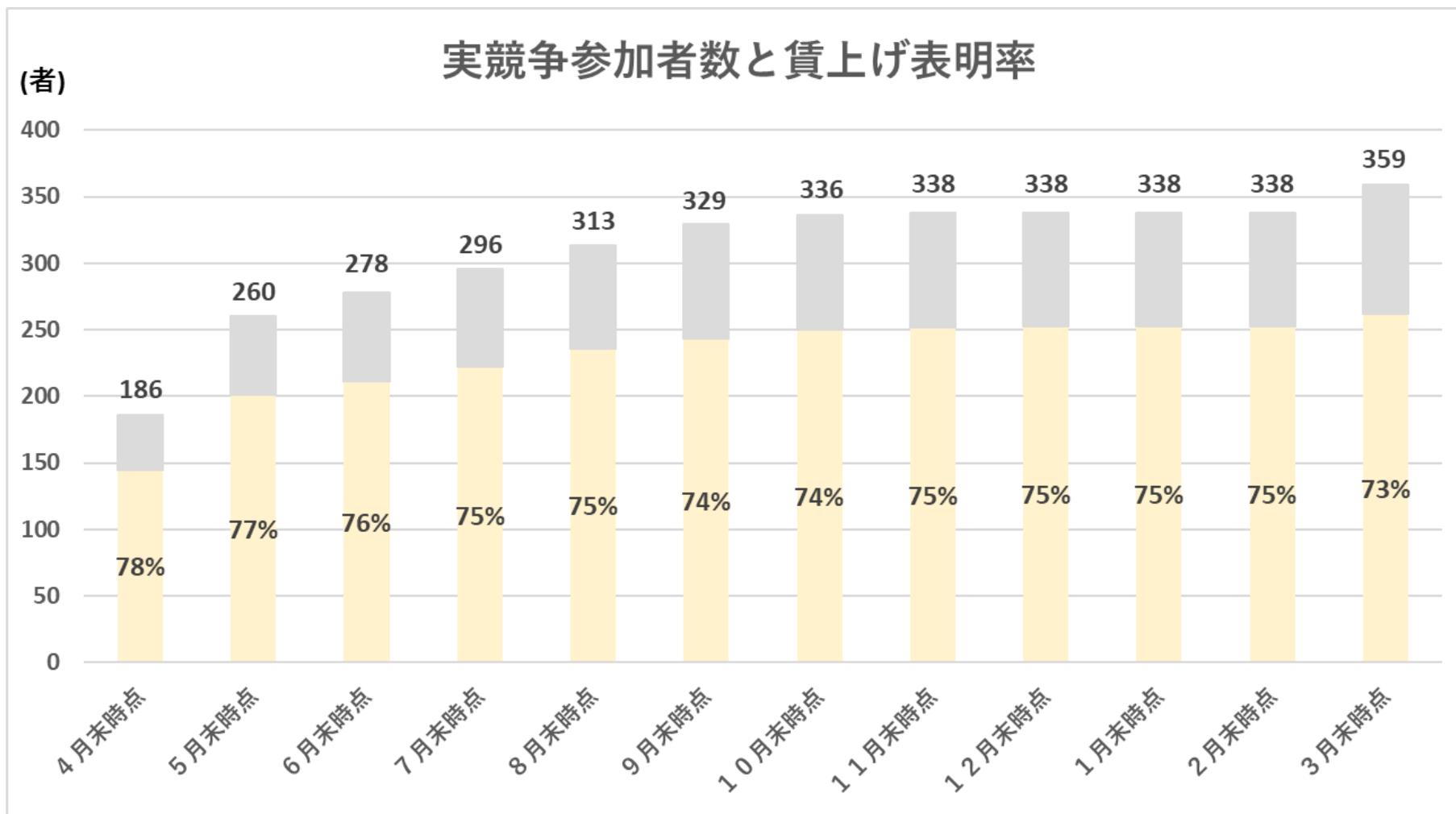
【業務】総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 実施状況

- 令和4年4月以降の契約案件を対象に「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」を開始。3月末までで565件の業務※が対象。
- 全業種合計で、実競争参加者のうち7割超(73%)、実績確認の対象となる落札者のうち約9割(91%)が賃上げを表明。

	件数・者数
対象業務件数	565件
のべ競争参加者数	3,257者
実競争参加者数 (重複する参加者を除いた参加者数)	359者
うち、賃上げ表明者数	262者 (約73%)
実落札者数 (重複する落札者を除いた落札者数)	146者
うち、賃上げ表明者数	133者 (約91%)

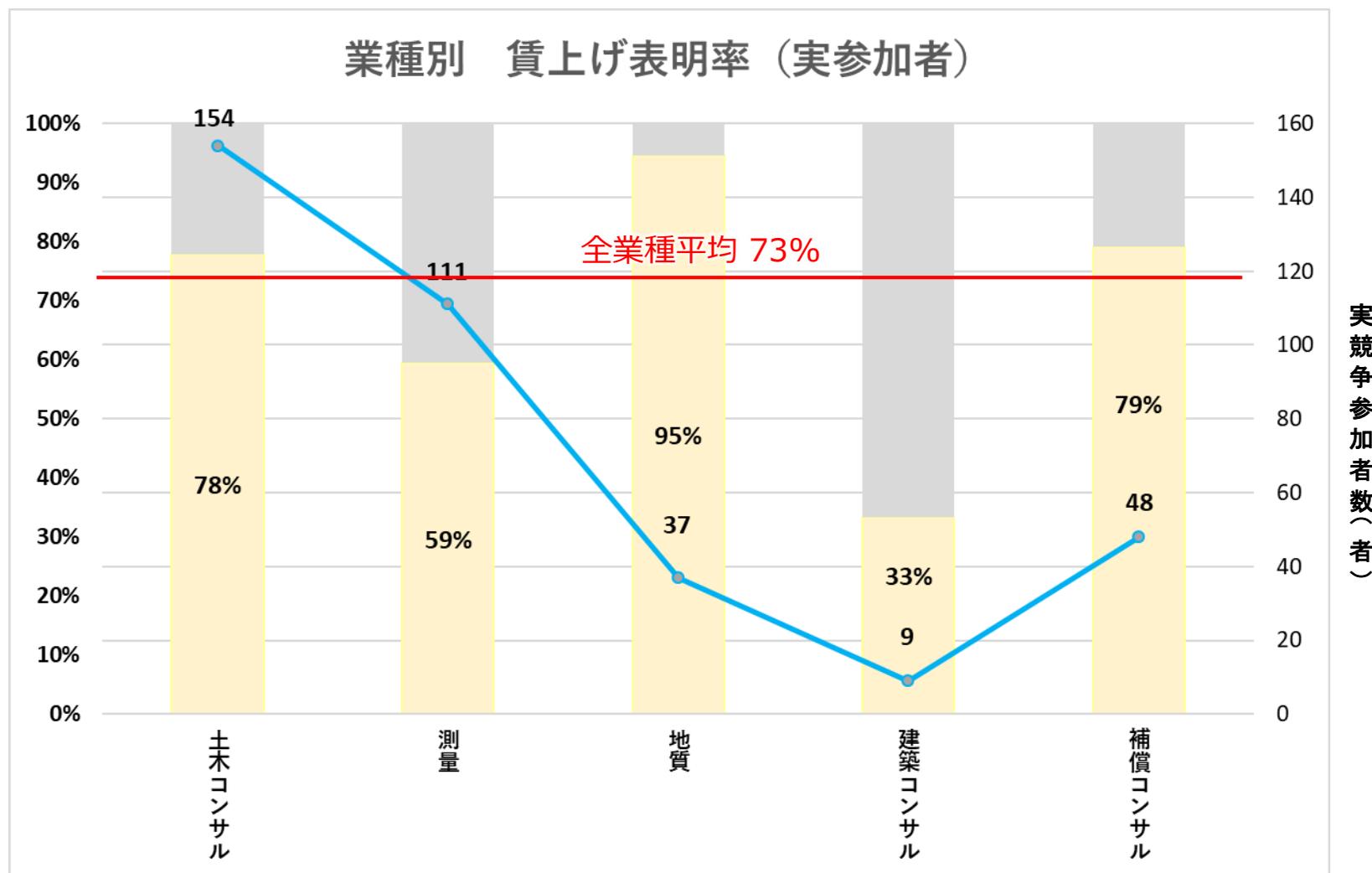
※令和4年4月1日以降の契約案件であっても、入札手続きの開始時期が早く本制度対象外の業務あり。

○令和4年4月の制度導入開始当初から、7割を超える企業が賃上げを表明しているが、割合は横ばい傾向。



【業種別評価】実競争参加者に占める賃上げ表明率

- 全業種平均 約73%の賃上げ表明率に対し、比較的民間需要の割合が高い建築コンサルタント業務は33%となっており、表明率が低い傾向。
- 競争参加者数の多い土木コンサルタント業務及び測量業務において、非表明者のうち中小企業が占める割合が97%となっており、賃上げ表明率の向上には中小企業における取組が必要。



近畿地方インフラDX大賞 (旧:近畿地方i-Construction大賞)について

- 令和5年度についても、近畿地方インフラDX大賞の案件募集を予定。
- 建設現場の生産性向上に係る優れた取組について、積極的な推薦をお願いしたい。

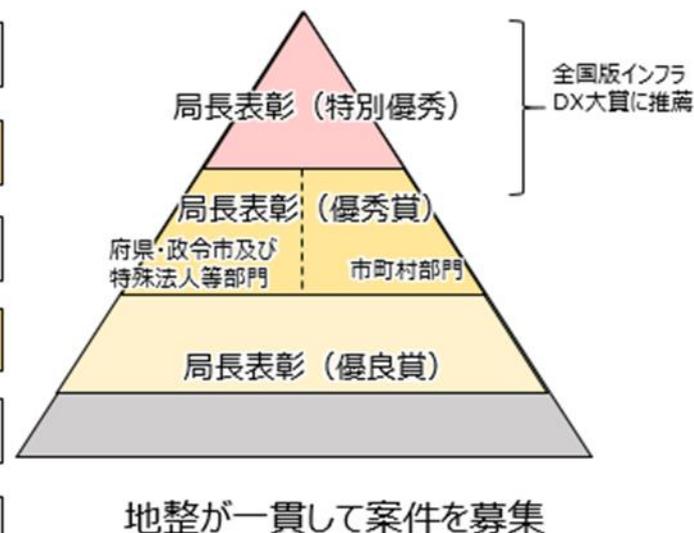
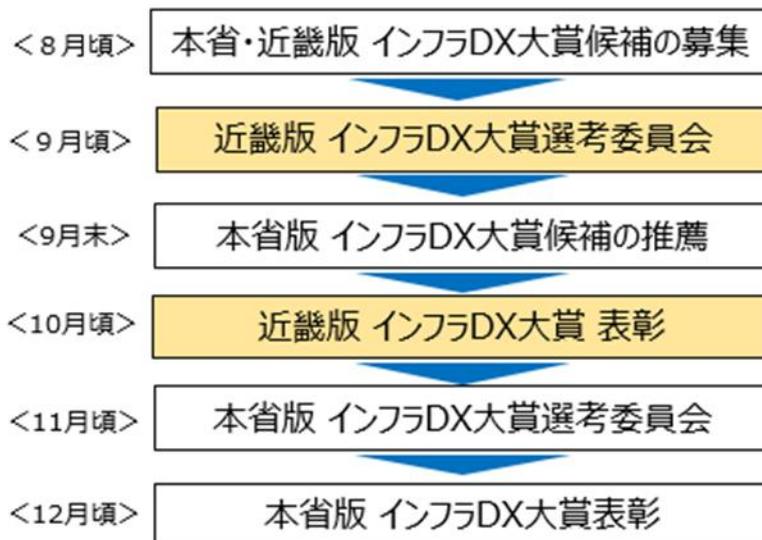
(推薦対象)

- (1) 令和4年度に完成した工事・業務(地方自治体及び特殊法人等が発注したものを対象)※のうち、建設現場の生産性向上において優れた実績を上げた取り組み。 ※各発注機関の発注工事・業務のうち、国土交通省所管のものを対象とする。
- (2) 令和4年度に実施した、他の模範となる地方公共団体の取組。

(その他)

推薦された案件は、近畿地方整備局に設置する近畿地方インフラDX大賞選考委員会において、有効性、先進性、波及性の観点から審査を行い表彰を受けることが適当であると認められる者を選考する。なお、選考された者の中から、国土交通省が実施するインフラDX大賞の候補案件を選定する。

令和5年度(予定)



令和4年度近畿地方インフラDX大賞の概要

- (1) 地方公共団体等における工事・業務または、地方公共団体の取組においてインフラ分野のDXにかかる優れた取組を表彰する制度として、R3年度に「近畿地方i-Construction大賞」として創設。
本年度10月、本省の改称に合わせ「近畿地方インフラDX大賞」と改称。
- (2) 府県から工事15件と地方公共団体の取組1件の応募があり、選考委員会（10/31）にて表彰案件の選考を実施。
【工事：特別優秀賞2件、優秀賞1件、優良賞3件】 【取組：特別優秀賞1件】
- (3) 特別優秀賞に選考された案件（※の3件）は、直轄の工事・業務の推薦案件（3件）とあわせて、
本省が実施するインフラDX大賞に推薦。
- (4) 表彰式は、令和4年11月28日（月）に実施。

地方公共団体発注の工事

	推薦団体 (発注者)	受賞者	件名	受賞種別
1	鉄道・運輸機構北陸新幹線建設局	大林・名工・道端JV	北陸新幹線、福井開発高架橋	特別優秀 ※
2	奈良県	檜尾建設株式会社	高野辻堂線道路復旧工事	特別優秀 ※
3	滋賀県	株式会社大翔	令和3年度第240-3号春日山公園整備工事	特別優秀
4	神戸市	東亜・港特定建設工事共同企業体	被災した消波工の3次元モデルを用いた迅速復旧	優秀
5	京都府	株式会社 仁木総合土木	国道307号道路新設改良工事	優良
6	京都府	金下建設株式会社	掛津峰山線 広域連携交付金(改築)工事	優良
7	和歌山県	株式会社 小森組	令和2年度 県債 道改交金 第145号 長井古座線道路改良工事	優良

地方公共団体の取組

	推薦団体	事業者	件名	受賞種別
1	大阪府	大阪府	関係機関協議の円滑化	特別優秀 ※

直轄の工事・業務(本省インフラDX大賞への推薦)

	推薦団体	事業者	件名
1	紀南河川国道事務所	株式会社尾花組	すさみ串本道路和深川橋P3下部他工事
2	大阪港湾・空港整備事務所	東亜建設工業(株)	大阪港大正内港地区岸壁(-7.5m~-9m)改良工事
3	木津川上流河川事務所	株式会社パスコ	木津川上流河川管理施設監理検討業務

表彰式の開催

日時： 令和4年11月28日(月) 場所： 新庁舎2F 健康管理室



表彰状贈呈



近畿地方インフラDX大賞
建山委員長講評